

令和 7 年度

都立立川国際中等教育学校

都立立川国際中等教育学校附属小学校

危機管理計画

目 次

第1部 危機管理総論	1
第1章 危機管理に関する基本方針	1
1 災害危機管理に関する本校の基本的取組の考え方	1
第2部 立川国際中等・附属小の危機管理	2
第1章 教職員の参集	2
1 非常配備態勢と特別非常配備態勢	2
2 非常配備態勢の発令基準	3
3 特別非常配備態勢のイメージ図	4
4 緊急時教職員名簿（特別非常配備態勢）	5
5 指示系統	7
第3部 自然災害（震災編）	8
第1章 事前対策（震災への備え）	8
第1節 計画の作成	8
1 学校危機管理計画の作成	8
2 教育活動の継続	15
3 避難所の支援に関する運営計画の作成	15
4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成	15
第2節 教育・研修・訓練	19
1 児童・生徒等の防災教育	19
2 学校教職員の危機管理研修	19
第2章 応急対応（震災発生後の対応）	8
第1節 教職員・生徒・児童フローチャート	21
第2節 発災時の対応	24
1 震災が発生した場合の対応	24
2 児童・生徒等の避難誘導	29
3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制	35
4 学校施設・設備の安全確認と対応	37
第3節 避難所としての対応	40
1 概要	40
2 災害時帰宅支援ステーションとしての対応	43
第3章 事後対応（教育活動の再開の向けて）	47
第1節 安否情報、被害状況の収集と把握	47
1 教職員による児童・生徒等の安否確認等	47
2 全国避難者情報システムからの情報収集	47
3 教科書、文房具等の避難状況の把握	47
4 学校教育施設の再建	47
第2節 授業再開の準備	48
1 学校教育の再開に向けた被害状況把握	48
2 被災児童・生徒等への支援	48
3 児童・生徒等の通学路の安全確認等	49
4 授業再開時期の決定	49
5 授業再開の保護者への周知	49
第3節 応急教育計画の作成	49
1 教育の場の確保	49
2 教育課程等の再編成	49

3 避難所運営との調整	49
4 教育活動再開時期の決定・連絡	50
第4節 心のケアの充実	50
1 震災から学校再開まで（安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立）	50
2 学校再開から1週間（心身の健康状態の把握と支援活動）	51
3 心身の健康状態の把握	52
第4部 自然災害（風水害・落雷・火山噴火・高温等編）	53
第1章 特徴	53
第2章 学校における対応	53
第5部 事件・事故	56
第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）	56
第1節 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針	56
第2節 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成	56
第3節 防犯マニュアル	57
1 日常の安全確保	58
2 登下校の緊急事態（不審者事案）への対応	62
3 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト	64
第2章 新興感染症編	67
1 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合	67
2 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽で流行しているとき	67
3 新型コロナウイルス感染症対策について	68
第3章 事故編	69
第1節 大規模な停電	69
第2節 爆破予告における対処事例	69
1 電話による犯行予告の場合	69
2 不審物（爆破物、核、ウイルス・最近、化学剤の疑いがある物等）を発見した場合	70
第3節 交通事故への対応	70
1 交通事故発生後の対応	70
2 被害者・加害者にならないための事前の対策	71
第4章 テロ、NBCR災害編	72
第1節 テロ行為	72
1 テロ行為	72
2 テロの標的対象	72
3 テロが行われる（た）場合	72
第2節 NBCR災害	72
1 核による被害	72
2 生物剤による災害	73
3 化学剤による災害	73
4 学校において共通する対応	74
第5章 弾道ミサイル編	75
第1節 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動	75
1 弾道ミサイル発射に係る対応について	75
2 体制整備	76

第1章 危機管理に関する基本方針

1 災害等危機管理に対する本校の基本的取組の考え方

(1) 児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。

大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症、テロ・N B C R災害、弾道ミサイル等、様々な危機に対し柔軟に対応し、児童・生徒や都民を守る。

(2) 震災対策を全ての災害対策の基本とする。震災対策を柔軟に応用して全ての危機事象に対処する。

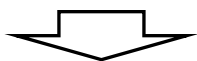
(3) 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制、②教職員の参集について、具体的な対応を定め、教職員に周知徹底することにより、危機管理意識を深め、初動体制の強化を図る。

災害発生時に教職員がとるべき行動の大原則

児童・生徒の生命・身体の安全確保 (全ての災害に共通)

- 1 自ら及び生徒の身の安全確保、迅速かつ安全な避難誘導
- 2 生徒の安否確認
- 3 初期消火、負傷者の救護、応急手当、重症者の医療機関移送対応
- 4 校外にいる場合、自ら及び生徒の安否を学校に連絡
- 5 学校施設の安全確認
- 6 正確な情報を収集

→ 集約された情報が生徒の帰宅の可否などの判断材料に



その上で 地域防災活動への協力 (地震の場合)

- 1 休日夜間等の災害時は、災害の程度に応じて学校へ参集
- 2 一時集合場所として校庭開放
- 3 一時滞在施設の開設・運営
- 4 災害時帰宅困難者支援ステーションの開設・運営

第1章 教職員の参集

東京都教育委員会災害対策要綱及び東京都地域防災計画に定めるとおり、教職員等は、非常災害の場合において、自宅及び家族の安全を確認した上、次のとおり参集する。

1 非常配備態勢と特別非常配備態勢

災害が発生した場合、発災初期の活動態勢を確保するため、災害の被害その他の状況に応じて「非常配備態勢」、「災害即応態勢」及び「特別非常配備態勢」の3種類の配備態勢が発令される。

(1) 非常配備態勢

被害その他の状況により、本部長（教育長）が必要と認めたときに発令する。なお、学校本部長（校長）が必要と認めたときには、学校危機管理担当者等を参集させることができる。

（適用する災害）

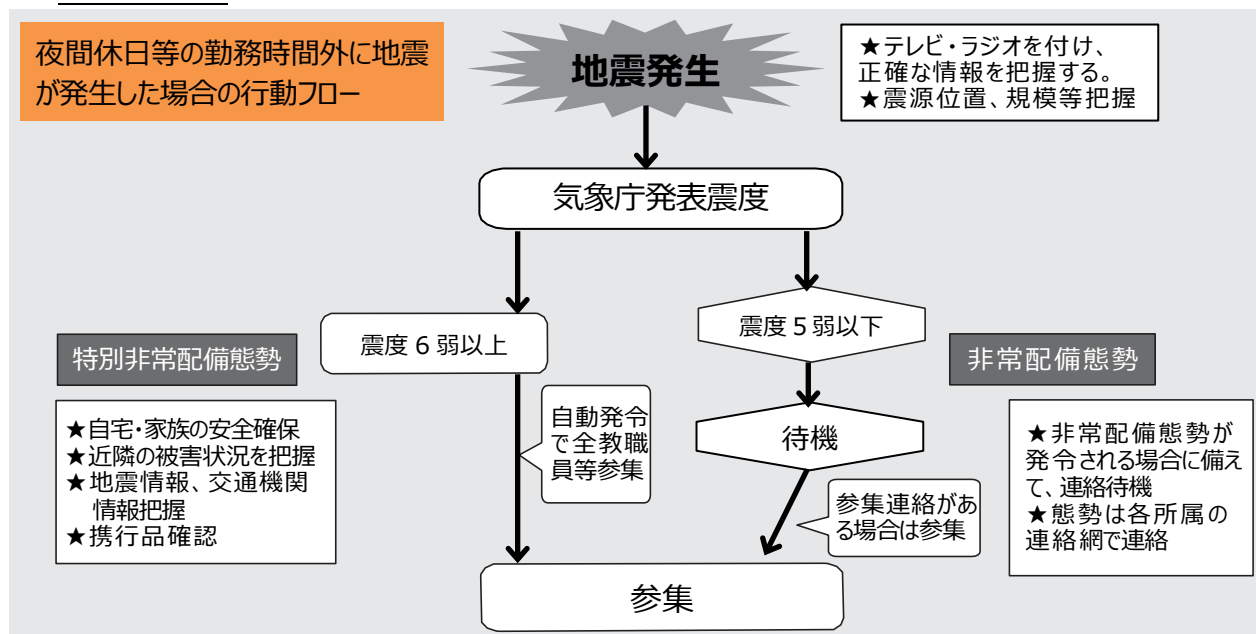
- 勤務時間内に発生した地震
- 勤務時間外に発生した震度5強以下の地震
- 島しょ地域で発生した地震
- 風水害、火山災害
- 大規模事故災害等

(2) 災害即応態勢

夜間・休日等の勤務時間外において、**震度5強の地震**（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。**管理職及び危機管理担当者（学校）は参集する。**

(3) 特別非常配備態勢

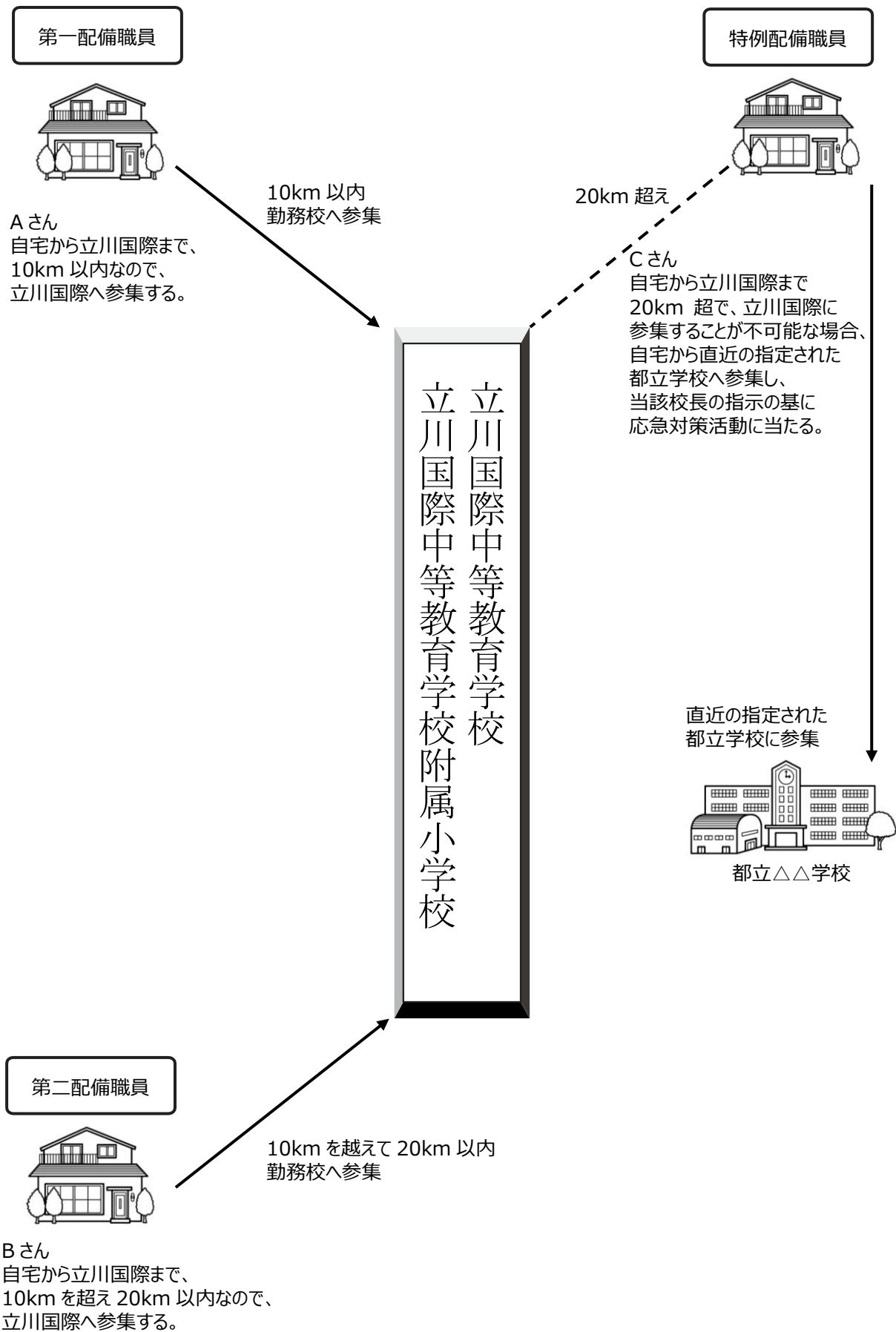
夜間・休日等の勤務時間外において、**震度6弱以上の地震**（島しょ地域を除く。）が発生したときに発令する。発令形式は、**自動発令とする。**



2 非常配備態勢の発令基準

種 類	発令要件	発令 形式	態勢の内容																						
非常配備態勢	被害その他の状況により、校長が必要と認めたとき。 (適用する災害) ・勤務時間内に発生した地震 ・勤務時間外に発生した震度 5 強以下の地震 ・島しょ地域で発生した地震 ・風水害、火山災害 ・大規模事故、原子力災害 ・Jアラート ・テロ、新興感染症 (SARS、新型インフルエンザ)、その他	個別発令(注)	災害の種類に応じて、校長がその都度定める態勢 ※勤務時間内に震度 6 弱以上の地震(島しょ地区を除く。)が発生した場合は、全員が非常時優先業務に従事する。																						
災害即応態勢	夜間・休日等の勤務時間外において、震度 5 強の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	危機管理主管部課長等(本庁)、管理職及び危機管理担当者(学校)は参集する。																						
特別非常配備態勢	夜間・休日等の勤務時間外において、震度 6 弱以上の地震(島しょ地域を除く。)が発生したとき。	自動発令	全職員の一斉参集による態勢(配備職員の区分) <table><tr><th>区 分</th><th>役 割</th></tr><tr><td>第一配備職員</td><td>発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。</td></tr><tr><td>第二配備職員</td><td>所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。</td></tr><tr><td>特例配備職員</td><td>勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。</td></tr></table> (配備職員の指定基準) <table><tr><th>当該職員が所属の発災から72時間までの役割</th><th>居住地から勤務地までの距離</th><th>配備職員の指定区分</th><th>参集場所</th></tr><tr><td rowspan="3">全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。</td><td>10km以内</td><td>第一配備職員</td><td>当該職員の所属</td></tr><tr><td>10km超 20km以内</td><td>第二配備職員</td><td>当該職員の所属</td></tr><tr><td>20km超</td><td>特例配備職員</td><td>あらかじめ指定された都立学校</td></tr></table> ※特例配備職員については、勤務地への参集が不可能な場合は、あらかじめ定める都立学校に参集して非常時優先業務に当たる。 ※また、第一配備職員及び第二配備職員であっても、道路の被害状況等によって所属への参集が困難となった場合は、その地点から直近の都立学校等に参集して当該校長の指示の基に非常時優先業務に当たる。なお、その際には自らの所属にその旨を連絡する。	区 分	役 割	第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。	第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。	特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。	当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所	全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校
区 分	役 割																								
第一配備職員	発災後、最初に所属組織へ到着し、当該所属組織が分掌する非常時優先業務に従事する。																								
第二配備職員	所属組織へ到着後、第一配備職員と共に非常時優先業務に従事する。																								
特例配備職員	勤務地へ参集が不可能な場合には、あらかじめ指定された都立学校に参集し、当該校長の指示の基に被災者の救助、避難所運営支援等に当たる。																								
当該職員が所属の発災から72時間までの役割	居住地から勤務地までの距離	配備職員の指定区分	参集場所																						
全員が、教育庁としての非常時優先業務に従事する。	10km以内	第一配備職員	当該職員の所属																						
	10km超 20km以内	第二配備職員	当該職員の所属																						
	20km超	特例配備職員	あらかじめ指定された都立学校																						

3 特別非常配備態勢のイメージ図



4 緊急時教職員名簿（特別非常配備態勢）

令和7年4月1日現在

	職員名	居住地～勤務地までの距離(km)	配備職員の区分	参集場所		担当任務	備考
				部	課		
1			4	立川国際中等教育学校		災害対策本部長	
2			4	立川国際中等教育学校	前期課程	本庁との連絡調整	
3			4	立川国際中等教育学校	後期課程	本庁との連絡調整	
4			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	本庁との連絡調整	
5			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	本庁との連絡調整	
6			4	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
7			2	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
8			2	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
9			1	立川国際中等教育学校	後期課程	食料等物資の整備・管理・配布	
10			2	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
11			4	立川国際中等教育学校	後期課程	避難所支援	
12			2	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
13			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
14			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	食料等物資の整備・管理・配布	
15			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
16			4	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
17			1	立川国際中等教育学校	後期課程	避難所支援	
18			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
19			1	立川国際中等教育学校	後期課程	食料等物資の整備・管理・配布	
20			2	立川国際中等教育学校	後期課程	避難所支援	
21			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
22			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
23			2	立川国際中等教育学校	前期課程	避難所支援	
24			2	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
25			2	立川国際中等教育学校	前期課程	けが人の応急救護	
26			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
27			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
28			1	立川国際中等教育学校	前期課程	避難所支援	4/11から産休
29			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
30			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
31			4	立川国際中等教育学校	前期課程	避難所支援	
32			2	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
33			2	立川国際中等教育学校	前期課程	避難所支援	
34			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
35			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
36			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
37			1	立川国際中等教育学校	前期課程	避難所支援	
38			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	施設・設備の安全点検	
39			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
40			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
41			4	立川国際中等教育学校	附属小学校	けが人の応急救護	
42			1	立川国際中等教育学校	後期課程	けが人の応急救護	

令和7年7月17日現在

	職員名	居住地～勤務地までの距離(km)	配備職員の区分	参集場所		担当任務	備考
				部	課		
43			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	けが人の応急救護	
44			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	施設・設備の安全点検	
45			1	立川国際中等教育学校	前期課程	けが人の応急救護	
46			2	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
47			1	立川国際中等教育学校	後期課程	食料等物資の整備・管理・配布	
48			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
49			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
50			2	立川国際中等教育学校	後期課程	施設・設備の安全点検	
51			2	立川国際中等教育学校	後期課程	けが人の応急救護	
52			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
53			4	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
54			4	立川国際中等教育学校	後期課程	けが人の応急救護	
55			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
56			2	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
57			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
58			2	立川国際中等教育学校	前期課程	けが人の応急救護	
59			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
60			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
61			4	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
62			1	立川国際中等教育学校	前期課程	けが人の応急救護	
63			1	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
64			1	立川国際中等教育学校	前期課程	食料等物資の整備・管理・配布	
65			4	立川国際中等教育学校	前期課程	生徒、児童の安否確認	
66			4	立川国際中等教育学校	前期課程	食料等物資の整備・管理・配布	
67			1	立川国際中等教育学校	前期課程	施設・設備の安全点検	
68			1	立川国際中等教育学校	前期課程	施設・設備の安全点検	
69			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	施設・設備の安全点検	
70			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
71			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
72			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
73			2	立川国際中等教育学校	附属小学校	けが人の応急救護	
74			1	立川国際中等教育学校	附属小学校	生徒、児童の安否確認	
75			1	立川国際中等教育学校	後期課程	生徒、児童の安否確認	
76			1	立川国際中等教育学校	経営企画室	施設・設備の安全点検	
77			2	立川国際中等教育学校	経営企画室	施設・設備の安全点検	
78			4	立川国際中等教育学校	経営企画室	食料等物資の整備・管理・配布	
79			1	立川国際中等教育学校	経営企画室	食料等物資の整備・管理・配布	
80			2	立川国際中等教育学校	経営企画室	施設・設備の安全点検	
81			1	立川国際中等教育学校	経営企画室	施設・設備の安全点検	
82			2	立川国際中等教育学校	経営企画室	施設・設備の安全点検	

5 指示系統

校長が判断すべき事項は次のとおり。例示事項のほか、本庁及び学校経営支援センターが特に必要と認める事項については、校長はその指示に従う。

本庁から学校への指示は、原則として学校経営支援センターを経由して行うが、迅速な指示や情報提供などが必要な場合には本庁から学校に直接指示すること考えられる。また、対応に急を要する場合には、学校から直接本庁に連絡するなど、迅速かつ柔軟に対応する。

なお、本庁や学校経営支援センター等と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が予想される場合には、通信等が回復するまでの間、下記区分に関わらず校長が判断することとなる。校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等が職務を代理する。

学校、学校経営支援センター及び本庁は、指示や連絡等に当たり、その内容について相互に情報共有を図ることとする。

【校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項】

- 校内での児童・生徒等の避難場所等を決定し、教職員に指示すること。
- 学校災害対策本部の設置（教育庁災害対策本部が設置された場合には自動設置）
- 教職員の参集・配備態勢（震度 6 弱以上は自動参集）
- 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否（本庁からの判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、児童・生徒等の家族構成及び自宅までの道路状況等を確認し、判断する）
- 児童・生徒等の保護や帰宅困難者受け入れにかかる施設利用の可否
- 災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖（なお、閉鎖に当たっては、本庁・学校経営支援センターと連携・調整する）
- 一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの管理・運営
- 備蓄物資の配布（一時滞在施設用、災害時帰宅支援ステーション用、児童・生徒等・教職員保護用の物資を備蓄しているが、発災時の状況を鑑みて、それぞれの備蓄物資を計画的に配布する。なお、避難所用備蓄物資の配布については事前に市と調整しておく。）
- 児童・生徒等のボランティア参加の可否（避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの管理運営に参加させるかについて、避難住民、帰宅困難者の受け入れ状況と、児童・生徒等の状況を考慮し、判断する。）
- 感染症等にかかった児童・生徒等、帰宅困難者等への対応（感染症にかかっているか明確に判断できない児童・生徒等及び帰宅困難者等の場合でも、他の児童・生徒等又は帰宅困難者等から隔離した場所に避難させるなどして、大量感染を回避する。）
- 所属に参集することが困難なために参集してきた他校教職員等の配置（各教職員の参集状況等を確認し、配属する）

第1章 事前対策（震災への備え）

平成20年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上の場合は予知情報を校内放送により知らせることができるようになり、机の下に身を隠すなどの対応を取ることができるようになった。

また、学校保健安全法は、設置者は児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める（26条）。学校においては、施設及び設備の安全点検・通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導・職員の研修その他学校における安全に関する事項について、計画を策定し、実施すること（27条）。また、学校の実情に応じて危険等発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（「危険等発生時対処要領」）を作成する（29条）と規定している。

こうしたことを踏まえ学校においては、平成24年度から地域自治体・自治会代表・警察・消防及び学校職員で構成する「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携した防災教育を実施し、令和5年から、「防災教育推進委員会」の設置している。

第1節 計画の作成

災害時に児童・生徒等の生命及び身体の安全確保に万全を期すため、学校の防災に関する危機管理計画の作成、避難（防災）訓練、防災教育、防災研修の実施などを充実するとともに、学校が避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとなる場合の運営計画を作成し、事前の備えを十分に行うことが必要である。

なお、大震災時には、地震による被害が広範囲にわたり、災害応急対策も広域にわたって行われるため、「防災教育推進委員会」を活用する等、日頃から立川市、国立市の教育委員会、防災主管部局、消防署等の防災機関及び地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努める。

1 学校危機管理計画の作成

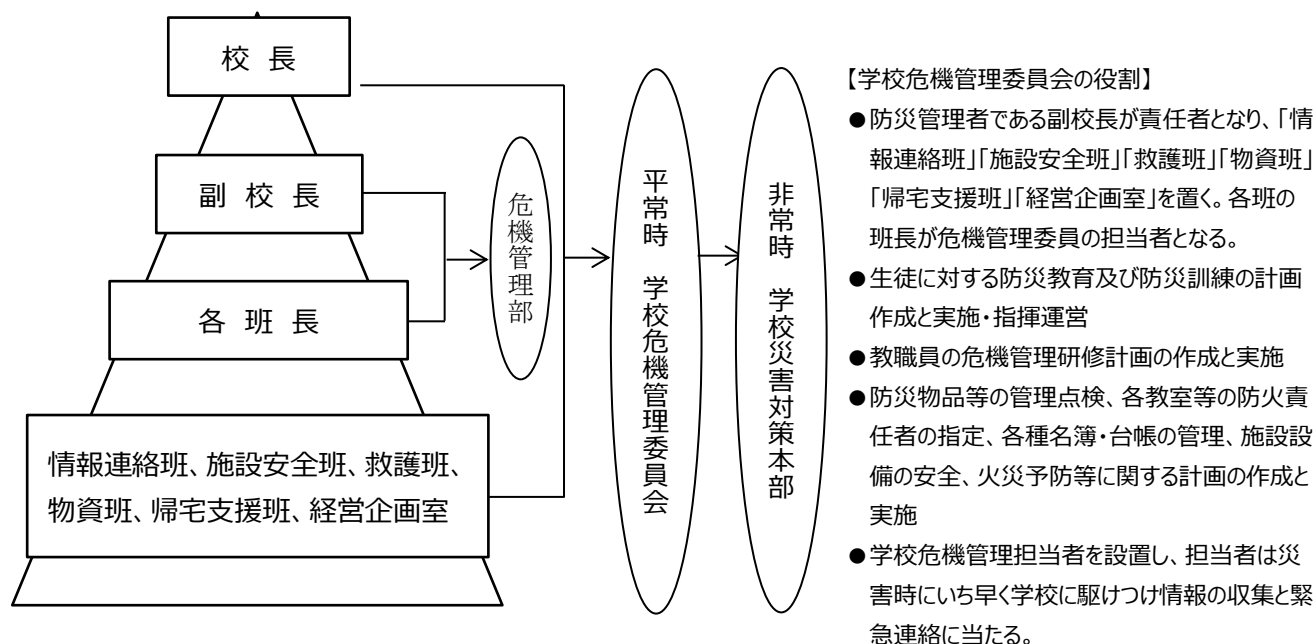
校長は、地域の実情を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底する。

（1）学校危機管理委員会等の設置

校長、副校長、経営企画室長等を構成メンバーとする「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理計画を作成するとともに、危機管理体制の整備に努める。

また、災害時には、教育庁災害対策本部が設置されると同時に、教育長より所及び校長に「災害対策本部」の開設が指示される。開設後、災害時の指揮を執り、対応に当たる。

○防災組織図



「学校災害対策本部」は災害時の指揮をとる。

平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

◎ 学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]

校長を委員長として副校長等の管理職、各主幹教諭、養護教諭などで構成する。
委員長が必要と認めた時に招集する。

[役割]

- 1) 学校危機管理計画の作成
- 2) 危機管理対策指針の決定
- 3) 避難所運営の支援計画の作成
- 4) 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- 5) 地域緊急連絡員の招集、連絡等
- 6) 防災市民組織との連絡調整

(2) 教職員の参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童・生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害時等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する。

災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち、誰がどの段階で参集するかについて、学校危機管理計画に基づく。

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。作成に当たっては、緊急時教職員名簿を作成し、人員や参集方法などを把握する。

＜東京都教育委員会における非常配備態勢＞

東京都災害対策本部が設置された場合には、教育庁災害対策本部を開設し、同時に都立学校災害対策本部の設置を指示する。校長は、災害の程度や状況に応じて、個々の職員に指定された非常配備態勢、特別非常配備態勢の計画を教職員に周知徹底する。

＜家族の安否確認＞

教職員は、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先し、その上で教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、必ず全庁安否確認サービス等を活用し、安否を連絡する。また、学校としては、全庁安否確認サービス等により情報を集約し、連絡が取れない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行う。

また、大規模災害発生時には、むやみに移動せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に留まるようにする。安心して職場等に留まれるよう、あらかじめ家族等と話し合っ、複数の連絡手段の確保に努めておく。

避難計画

児童・生徒等や教職員の安全を確保するためには、災害等の状況等に応じて、適切に避難する。これを実現するためには、様々な事態を想定して、あらかじめ避難計画を策定しておく。

地震のほか、火災、火山災害は突発的に発生し、避難に時間的余裕がないこと、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴がある。避難計画を検討するうえでは、その特徴に応じて、一時避難（その場で身を守る行動）、二次避難（校庭などでの安全確保）、三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方を考えておく。例えば、地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守るなど、現象に応じて取るべき対応は異なることから、あらかじめしっかりと整理しておく。

校庭や校舎の上階へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路を策定する。さらには、避難方法も具体的に想定し、学校危機管理計画に定めておく。

（４）通学路等の安全確認

学校が立地している地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境の概略について、総合的に学校危機管理計画にまとめるとともに、教職員間の共通認識としておく。

（５）未然防止のための体制

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本となる。そのため、平常時から学校の実情に応じて安全な環境を整備し、災害等の発生を未然に防ぐための対策を取る。校長は、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができる組織づくりを進め、全教職員の役割分担について学校危機管理計画に記載する。

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取り組みがある。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会において、具体的な役割分担についても記載する。

（６）対策本部体制の整備

災害等が発生した際は、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要がある。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係者との連絡調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として災害時に行うべき対応は多岐にわたる。このため、学校として災害等に対応するための組織（学校災害対策本部）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ学校危機管理計画に定めておく。

(7) 学校危機管理委員会等の行動内容概要

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会 (主幹教諭及び各分掌主任)	●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理系統の確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示系統の整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定	●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化处理 ●指示系統の点検、確認と迅速・正確な伝達	●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。）（ここまでの上記4点は同時進行） ●情報の一元化处理
生活指導部	●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整	●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）	●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時(地震時・火災時)
情報連絡班	●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	●校舎内に逃げ遅れた生徒がいないか確認 ●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集 ●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。
施設安全班	●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検など日常的な安全性確保とそのマニュアルの作成と記録簿の作成）。 ●初期消火活動体制の整備	●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。 ●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域への立入禁止の設置 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定
救護班	●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携	●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
物資班	●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理	●学校で保護する生徒への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布
帰宅支援班	●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災市民組織との連携） ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理	●施設班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 ●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供

		●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）
経営企画室	●重要書類の焼失、散逸防止と安全持ち出しの方途策定、管理責任 ●校内設備の安全管理、危険防止 ●消防設備・施設の保守点検 ●上記のマニュアル作成、記録簿作成	●公印、通帳(印鑑)、耐火金庫等の鍵、重要書類等を持ち出す

（８）学校危機管理委員会等の役割分担

- ・防災管理者である副校長が責任者となり、主幹教諭及び各分掌主任が危機管理委員の担当者となる。
- ・学校から基本 5 Km 以内又は学校近辺に居住する職員の中から指定する。当該職員を各班の班長とする。
- ・学校危機管理担当者は夜間・休日等の災害発生時にはいち早く学校に参集して、学校施設の開錠等を行い、生徒対応、施設の安全確認、関係機関等との連絡活動、一時滞在施設や帰宅支援ステーションの開設準備等に当たる。

部 門	担当分掌
学校危機管理委員会	企画調整会議（管理職・各分掌主任）
危機管理部	企画調整会議（管理職・各分掌主任）
※学校危機管理担当者 （基準：学校から 5 キロ以内、ただし主幹教諭は 6 キロ以内）	危機管理部（初期対応）： 情報連絡班（生活指導・学年）： 施設安全班（総務・経営企画）： 救護班（国際・養護）： 物資班（教務）： 帰宅支援班（進路探究）： 経営企画室：

部 門	担当分掌
情報連絡班	生活指導部・学年
施設安全班	総務部・経営企画室
救護班	国際部・養護
物資班	教務部
帰宅支援班	進路探究部・経営企画室
経営企画室	経営企画室

ア 教職員・関係者等への周知徹底

学校危機管理計画の内容は、あらかじめ教職員（臨時的任用、非常勤の教職員を含む。）等に周知徹底する。。特に、発災直後の緊急対応手順については、学校危機管理計画に頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要がある。毎年度当初に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で学校危機管理計画の内容と役割を理解するための研修機会を設けるなど、学校の実情に合わせ、具体的な方策を定め、実践することとする。

加えて、児童・生徒等、保護者、その他地域住民や関係機関などにも、学校危機管理計画に定める事項のうち、特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。対象者により、周知する内容は異なるため、学校危機管理計画には、周知の対象者別に、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定めておく。その際、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報は、学外関係者への開示範囲を限定することにも留意する。

イ 学校危機管理計画の保管方法

災害等発生時の対応手順を記載している学校危機管理計画は、いざというときに確実に使えるようにしておく。そのため、保管形態や保管場所などについても配慮が必要である。

大規模地震等の発生時には、停電することが想定されるので、パソコン内の電子データという形式だけでなく、必ず出力した冊子の形で保管しておく。また、避難の際に持ち出すことを想定して、あらかじめ緊急時持ち出し品の中に入れておくなど、学校の実情に応じて、十分に検討したうえで、学校危機管理計画に記載し、確実に実践しておく。

ウ 学校危機管理計画の評価・見直しと改善

学校危機管理計画は、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改訂していくことが重要である。具体的な見直し・改善の視点としては、人事異動による分担の見直しや避難訓練等での問題点や課題の発見などの事項がある。

学校危機管理計画が最新版であることが明確となるよう、計画の表紙には必ず改訂時期を記載しておく。

(9) 校外活動や校内行事に際しての対策

校外活動では、未然防止対策が十分になされ、訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められる。そのため、校外活動先での危機管理には、特に用意周到な準備が必要となる。事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査を行い、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや児童・生徒等に対して地域リスクや被害想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底する等について、明確に実施できるようにする。特に、修学旅行や移動教室などでは、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動場面と様々なリスクの組合せを考慮することが大切である。あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難所方法等に関する事前検討や対策、危機管理のための校外活動時に傾向すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども定めておく。

また、入学式、卒業式、運動会、学校公開等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれる。災害が発生した場合には、児童・生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となる。こうした通常と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して、教職員間の共通認識としていくことが重要である。

(10) 児童・生徒等の帰宅方法・保護体制

災害が発生した後、児童・生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童・生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。

学校危機管理計画には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどを情報収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておく。

地震発生後、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合においては、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り帰宅させることができる。

平成25年4月から東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要がある。なお、都立学校においては帰宅困難な児童・生徒等及び教職員用に、全児童・生徒等及び教職員の3日分の食糧・飲料水と毛布を既に備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い児童・生徒等を保護する場合にもこれを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知しておく。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX(旧Twitter)等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等の安全確保に万全を期す。

（11）安全教育及び避難訓練等

ア 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付ける。学校危機管理計画、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、災害安全などの各領域の教育内容などを記載する。

イ 避難訓練

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性がある。同じ授業中であっても、普段使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられる。

このような中でも、児童・生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難訓練を行うことが必要である。避難訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童・生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面をもっていることに留意する。

（12）緊急時持ち出し品・文書等の整理

火災の延焼等により、学校以外のところに避難する場合に備え、非常持出品、搬出担当者、搬出方法、搬出場所について計画する。

災害発生直後に必要となる、教職員、児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品などは、緊急時に持ち出し品として管理する。なお、この緊急時持ち出し品は必要最低限のものとし、すぐに持ち出せるようパッケージ化しておく。名簿情報は児童・生徒等のプライバシーに関わる書類であるため、取扱いは厳重にしなければならない。緊急時持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者をあらかじめ決めるほか、持ち出し担当者が不在の場合の代理者についても必ず決めておく。なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けとともにラベルを貼付するなどの表示をつける。また、災害の状況によっては、散逸を防止するため、耐火金庫等校内で保管することも想定しておく。

（災害用品等の点検リスト）

係 名	必要な物	保管場所
学級担任	・出席簿、緊急連絡用（引き渡し）カード ・ホイッスル、メガホン、（ハンドマイク） 手袋、筆記用具、懐中電灯など	職員室
情報連絡班	・トランシーバー、ハンドマイク・携帯ラジオ、乾電池など	職員室 ロッカー
施設安全班	・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備点検リスト、マスターキー、 危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」、施設機器等応急工具類）、校内地図、マンホールトイレ用の便器、テントなどの備品、 ・消火器、防犯カメラ、ろうそく、電池式ランタン、簡易トイレ、携帯トイレ、衛生用品 ・毛布、寝具、防寒・避暑用品	職員室 経営企画室
救護班	・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、浄水用水、毛布など ・AED ・担架	保健室

物資班	・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資材、ろ水器など	備蓄倉庫
帰宅支援班	・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記用具、毛布・非常用発電機など	
経営企画班	・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等の非常持出ザックなど	経営企画室

2 教育活動の継続

災害等の発生後、学校は教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められる。そのためには、まず、児童・生徒等・教職員の被災状況や学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについては把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成する。被災した児童・生徒等の教科書・学用品や就学機会の確保を支援する。災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童・生徒等へ配慮する。

（１）応急教育計画記載の視点

ア 臨時休業等の措置

- ・臨時休業の判断基準
- ・保護者への連絡手段（予備連絡手段の確保）

イ 学校の教育災害に向けた対応

- ・児童・生徒等、教職員の被害調査
- ・校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置
- ・通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置
- ・臨時登校実施の判断方法、留意点等

ウ 応急教育に係る計画の作成

- ・教育の場の確保方策
- ・教育課程等の再編成等の対応
- ・避難所運営との調整
- ・教育活動再開時期の決定・連絡

エ 被災児童生徒等への支援

- ・教科書・学用品等の確保
- ・就学の機会確保
- ・避難・移動又は転出する児童・生徒等への対応
- ・平常時と同様な教育活動が行えない場合、オンライン学習を実施するなど可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る
- ・登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を実施する。
- ・保護者等へ授業再開の連絡を行う。

3 避難所の支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は市であり、管理運営は市が行うが、教職員は避難所の開設・運営に協力・支援することとしている。ただし、発災直後は児童・生徒等の安全を確保しながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、市から避難所指定を受けている学校は、学校危機管理計画の中に避難所の支援に関する運営計画を作成しておく。

なお、東京都の状況を踏まえれば、避難所には指定されていない学校であっても、発災後の避難所開設が市から要請される可能性もあり、同様の検討が必要である。

また、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ市の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。鍵の管理についても、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、市と解錠方法の取決めを行っておく必要がある。

（１）避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、①児童・生徒の安全確保のスペース、②教育機能・管理機能のスペース、③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）並びに女性に割り当てるスペース、④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース、⑤一般避難者の避難所スペース、⑥一時滞在施設としてのスペースを定めた学校施設利用計画を作成する。その際、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置や外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

また、校庭については、物流拠点等に利用されることが予想されるため、自動車の乗り入れは禁止する。校庭は、発災当初の避難スペースであるので、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ定め、災害時に避難所となった場合、校長は市に対して地域住民に周知を依頼する。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して市と連携を図るとともに、市が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理や配布方法について、市とあらかじめ協議する。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やそのため準備が必要であるため、おおむね発災後１週間程度を目途とする。したがって、それ以前から、段階的に市の防災担当部局職員、避難者自治組織等に避難所運営事務を移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

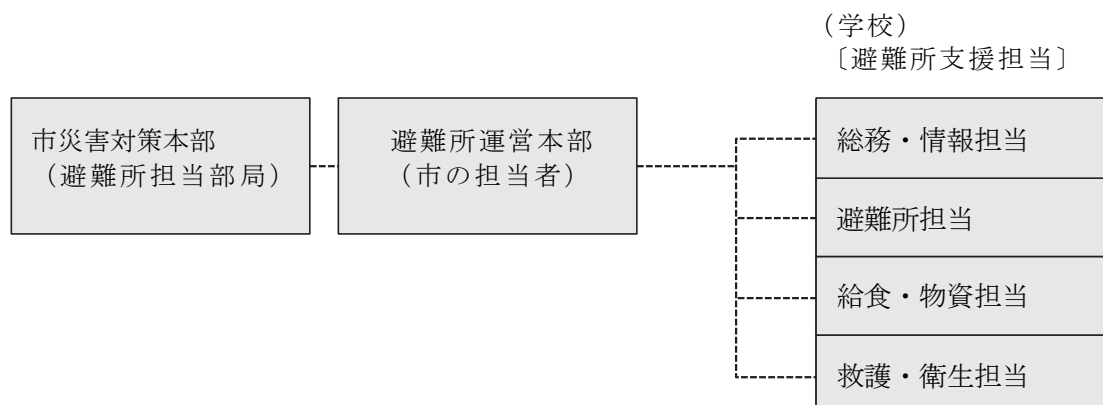
校長は、防災訓練などを通して防災市民組織等と連携を図るとともに、発災後の避難所運営の役割分担、協力体制を整備することに努める。

エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は学校災害対策本部組織を整備するに当たって、避難所支援担当についても定める。避難所支援担当は災害当初における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、避難者による自治組織づくりの支援などを行う。

なお、校長は、教職員の難所業務の従事について、災害時の人員確保の困難性を考慮した体制とし、当日の職員の出勤状況により、各班の中から避難所支援担当者を指名する。指名に当たっては、女性や災害時要援護者にも配慮する。

また、所属先に参集できなかった職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況に応じて、避難所の運営に協力するよう指示する。



担 当 係	業 務	業 務 内 容	担当者
総務・情報担当 (連絡班・避難所支援班)	・避難所運営支援の調整に関すること。 ・情報の収集、提供に関すること。 ・災害対策本部等との連絡調整に関すること。	・避難所運営本部設置場所の決定 ・情報の収集、整理、確認、提供 ・避難所内の情報提供場所の設置 ・避難者名簿の整理、管理 ・外国語案内板の作成 ・市災害対策本部（避難所担当部局）との連絡調整 ・避難所運営会議への支援 ・本庁との連絡調整（非常時緊急連絡システムの活用）	学年 生徒指導部
避難所担当 (避難所支援班)	・避難者の生活への支援に関すること。 ・防災市民組織、ボランティア等との連携に関すること。	・避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定 ・避難者の誘導 ・避難所生活ルールの策定 ・防災市民組織、ボランティア等との連携	総務部 進路探究部
給食・物資担当 (食糧班)	・生活物資の管理・配給等に関すること。	・避難所専用の備蓄物資の管理、配給 ・救援物資の受入れ、整理、管理、配給 ・飲料水の配給、確保 ・炊き出しへの支援	教務部
救護・衛生担当 (救護班)	・救護に関すること。 ・医療救護所への協力に関すること。 ・清掃・衛生管理への支援に関すること。 ・感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。	・医療救護所設置場所の事前確認 ・医療救護所への協力（医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施） ・仮設トイレの確保、設置 ・トイレ、ごみ集積場等の清掃・衛生管理への支援	国際部 養護

（２）早朝・夜間・休日等に発災した場合に学校を避難所として開設する手順

早朝・夜間・休日等に発災した場合、校長をはじめ大部分の教職員や市の職員は学校への到着が遅れ、校長不在の場合や少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合が想定される。このため、市の防災主管部及び防災市民組織等との協力関係を図っておく。

- 一時滞在施設、帰宅困難者支援ステーション及び一時集合場所に指定されているとともに、発災後に、立川市から避難所（立川市が責任主体）の開設・運営を要請される可能性もある。
- 早朝・夜間・休日等に災害が発生した場合、学校が無人数あるいは教職員が少数で生徒が多数という状況になり、生徒の安全の確保や一時滞在施設等の開設等の初動態勢に遅れが生じることが想定される。
- そのため、一刻も早く教職員が学校に参集し、初動態勢を迅速に整えるための要員として教職員の中から「学校危機管理担当者」が対応に当たる。

ア 鍵の保管について

校長は、避難所の円滑な開設のために市の防災担当部局と事前に協議する。鍵の管理については、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、市と解錠方法の取決めを行っておく。

イ 校庭で待機することの周知

発災直後、二次災害を防止するため教職員等（応急危険度判定員）又は市の職員等が校舎等の安全確認をするまでの間、避難してきた住民等を校庭で待機させる。

なお、市及び校長は、このことを事前に地域住民等に十分周知しておく必要がある。これは、避難してきた住民等を建物倒壊等による二次災害から守るためであり、厳冬期等にあっても同じである。

（３）避難所に必要な物資の確認

避難所用に校内に備蓄してある備蓄品を、市の防災担当部局と協力しながら、確認する。

（４）避難者名簿用紙の保管

避難所となると、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、市所定の避難者名簿用紙を保管する。

４ 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

（１）運営計画の作成

学校は災害時帰宅支援ステーションとして指定されており、さらに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、一時滞在施設として指定されている。学校では、それぞれの保護スペースを確保するとともに、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画を作成しておく。

（２）運営体制の整備

あらかじめ、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの開設に係る掲示板及び収容人員の超過等によって受け入れが困難となった旨を掲示するための掲示板を作成し、保管場所を確認しておくこと（受け入れが困難な場合に備え、近隣の学校名や住所等も掲示する。）

第２節 教育・研修・訓練

１ 児童・生徒等の防災教育

（１）防災教育の意義

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童・生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることも必要である。

防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童・生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童・生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO 等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

（２）防災教育の内容

防災教育は児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。

一般に防災教育の内容は、次のとおりである。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方

- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

（３）地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練

令和３年度から、全ての全日制課程の都立高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに一部の定時制課程の都立高等学校において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り越える能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けさせている。

２ 学校教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の危機管理に関する研修を充実する。

（１）校内研修の実施

校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付ける。

主題として

- 学校の危機管理組織
- 教職員の役割
- 効果的な避難訓練・防災訓練
- 初期消火活動
- 学校が避難所となることを想定した実地訓練
- 中学生や高校生のボランティア活動への参加
- 地域の防災市民組織との連携

などが考えられる。

特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行って何をするかなどの具体的な対応を出退勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施しておく必要がある。

（２）避難訓練と防災訓練の目的

「避難訓練」は、児童・生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

「防災訓練」は、地域との連携・協力を通して児童・生徒等、教職員が避難所運営に対する協力の仕方など災害時の対応の在り方を身に付けるために、事前に訓練や演習を行う活動のことを指す。防災に関わる指導は、状況に応じて安全な行動ができるような態度を児童・生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。一方、教職員は避難（防災）訓練を通して、的確に状況を把握し、かつ、沈着、機敏な態度で、時や場に応じた臨機応変な行動をとれるような能力を習得することが必要である。

また、自らの命を守ると同時に、児童・生徒等がその発達段階に即して、災害時に被災者に対する支援活動に参加することは、他人への思いやりや社会に奉仕する態度を培う上で極めて教育効果が高い。避難（防災）訓練の際には、児童・生徒等の一次避難が終了したのちに、支援活動に協力していく仕方などの内容を加味して指導していくことが必要である。

（３）避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童・生徒等が体験的に理解できるよう計画的に実施する。実施に当たっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実的な訓練を行う必要がある。

特に地震は突発的で予測できないため、避難（防災）訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

避難（防災）訓練の実施に当たっては、次のような留意点が考えられる。

ア 時期や回数は、学校種別や、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。

イ 事前にその意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。また、児童・生徒等に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養うよう指導する。

ウ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施するようにする。

- ・地震や火災、風水害等の規模
- ・設定日時の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）
- ・設定日時又は時刻を予告しない方法
- ・全教職員による参集・初動態勢などの訓練
- ・児童・生徒等を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
- ・備蓄品、災害用品等の点検
- ・教職員による避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役や帰宅困難者役も設定）
- ・児童・生徒等によるボランティア活動

エ 消火器、屋内消火栓、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。

オ 教職員一人ひとりが役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助、発電機・ろ水器等防災機器の使用等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

カ 実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点等を反映させる。

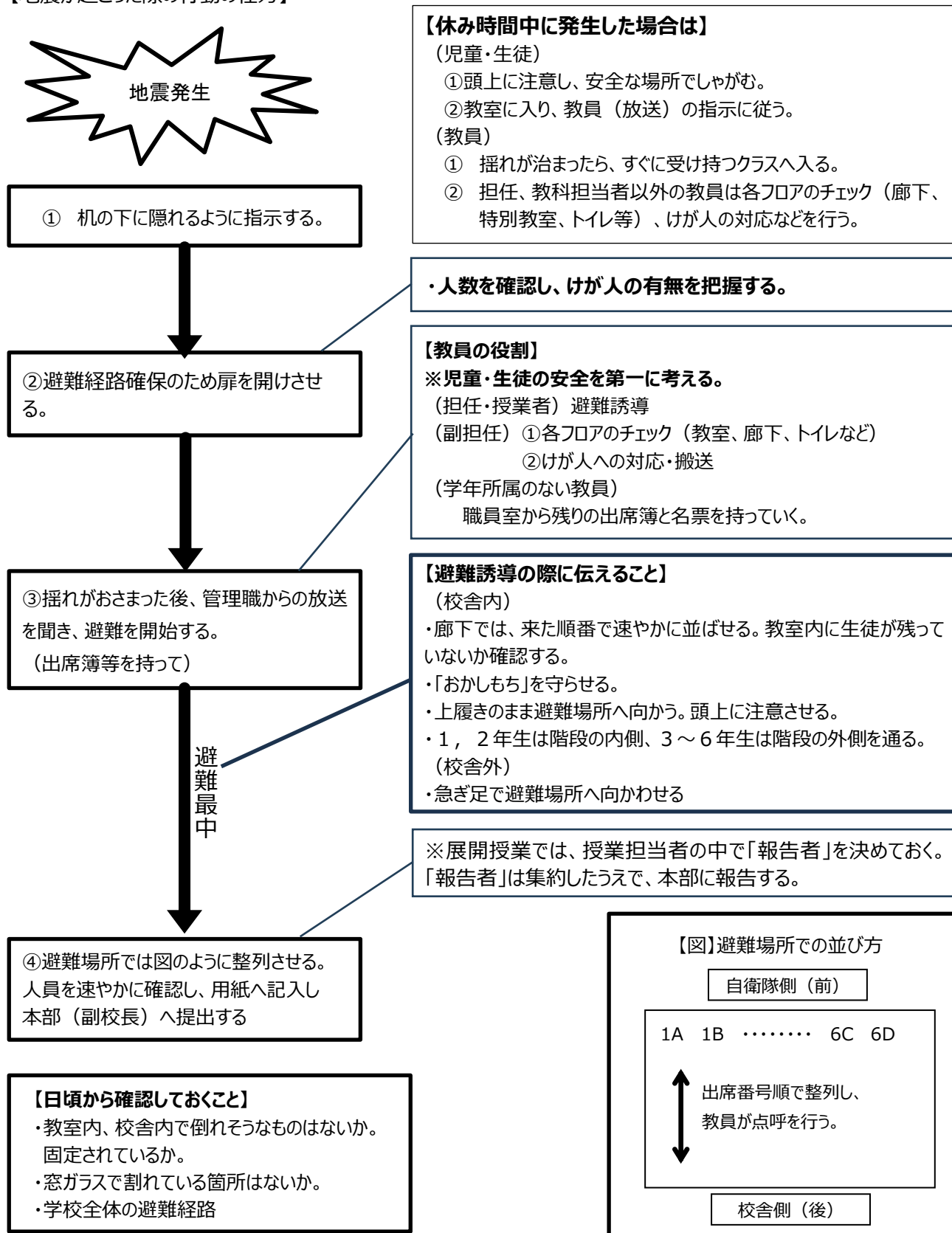
キ 消防署等の防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、防災市民組織との合同訓練等も実施するように努める。

第2章 応急対応（震災発生後の対応）

第1節 教職員・生徒・児童の行動フローチャート

災害発生時の行動の流れ（地震）

【地震が起こった際の行動の仕方】



災害発生時の行動の流れ（火災）

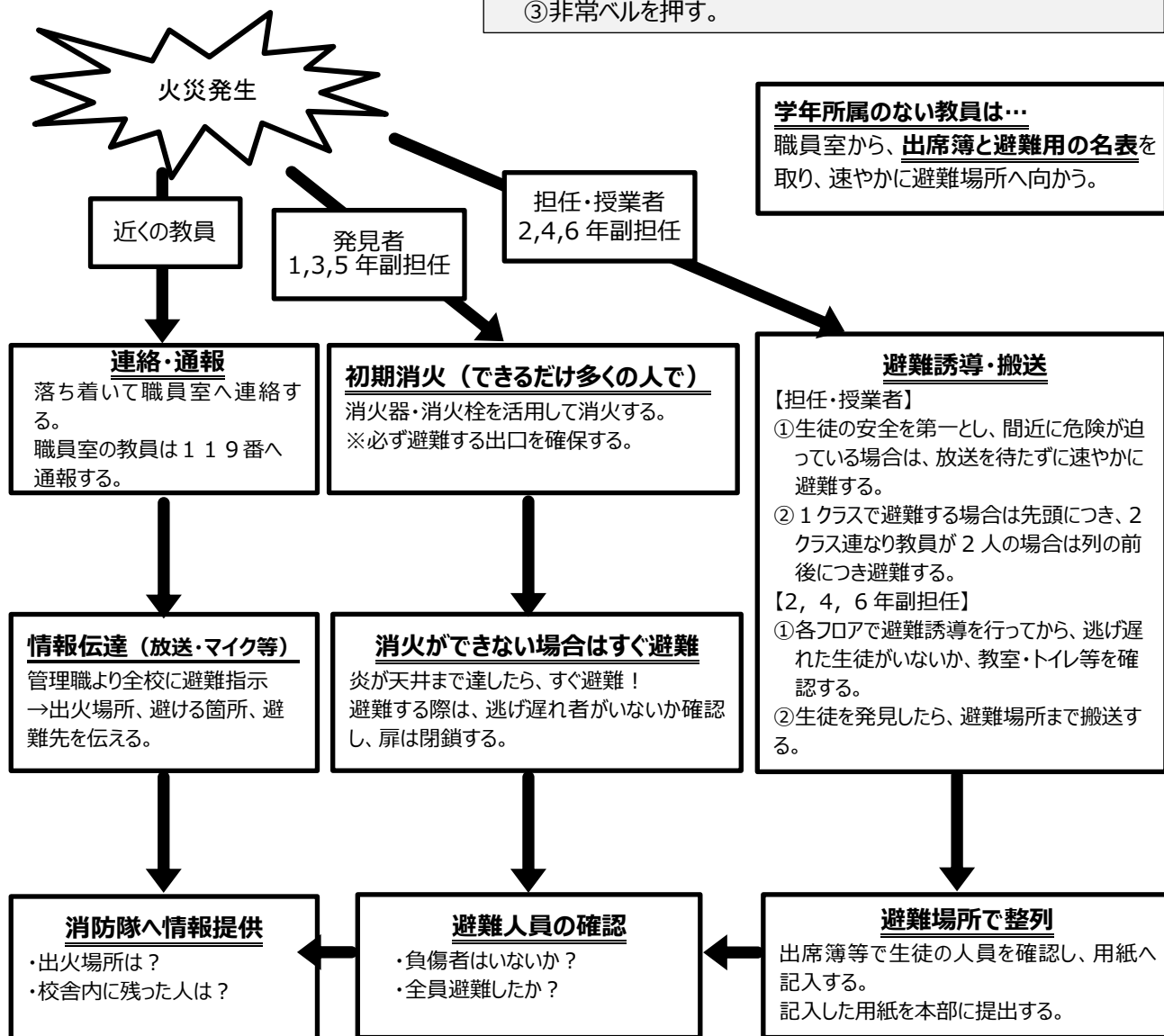
【火災が起こった際の行動の仕方】

【火災発見者は…】

- ①現場の確認・生徒の安全確保（消火器・ライト等を持って）
- ②火災が発生したことを大声で周りに知らせる。
- ③非常ベルを押す。

学年所属のない教員は…

職員室から、出席簿と避難用の名表を取り、速やかに避難場所へ向かう。



【避難誘導の際に伝えること】

（校舎内）

- ・廊下では、来た順番で速やかに並ばせる。
教室内に生徒が残っていないか確認する。
- ・「おかもち」を守らせる。
- ・上履きのまま避難場所へ向かう。
低い姿勢で煙を吸わないよう避難させる。
- ・1, 2年生は階段の内側を、3～6年生は階段の外側を通る。

（校舎外）

- ・急ぎ足で避難場所へ向かわせる。

【図】避難場所での並び方

自衛隊側（前）

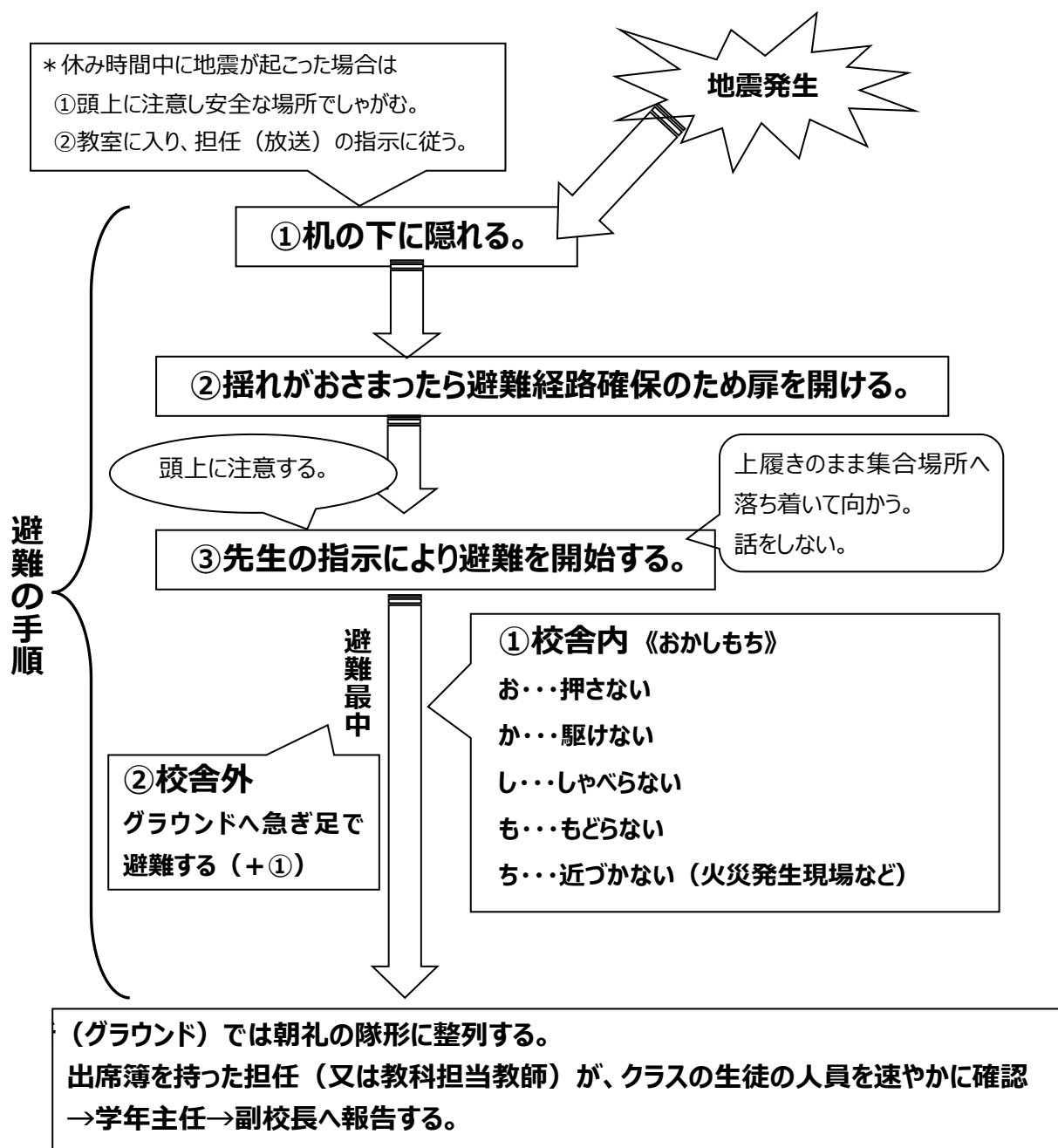
1A 1B …… 6C 6D



出席番号順で整列し、
教員が点呼を行う。

校舎側（後）

災害発生時の児童・生徒の集団行動の仕方



《火災の場合》

- ① 火災発生現場の窓・扉は閉める。他の部屋も窓を開ける。防火扉は自動で閉まる。
- ② 地震がきて火災発生の場合は、避難を優先する。

第2節 発災時の対応

大地震等が発生した場合、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒等の避難誘導に当たって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒等の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をするとともに、落ち着いた態度で児童・生徒等を励まし、安心感を与えることが重要である。

1 震災が発生した場合の対応

教職員は、学校危機管理計画の役割分担を基本としながらも、災害が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

(1) 災害発生時における学校危機管理体制

ア 学校災害対策本部組織と教職員の役割

学校では、地震等の災害が発生した際、教育庁災害対策本部が設置されると校長を本部長とする学校災害対策本部を設置することとなる。なお、校長が不在のときは、予め指定する代理の者を本部長とする。（代理の者は事前に複数指定の上、順位付けを行う。）

教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。なお、教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろっていない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

災害等への対応組織を定める上では、すべての教職員の役割分担を明確化し、共通理解を図ることが大切である。年度の初めなど、全教職員による確認・周知を徹底する。

○在勤時…以下のイからキに従って従事する。

○出退勤時、出張・休暇時や夜間・休日

交通機関や道路の状況など被災の状況によるが、自宅・家族の安全を確認の上、可能な限り勤務先に出勤して、以下のイからキに従って従事する。

イ 情報連絡活動

① 情報収集及び提供

連絡班は、児童・生徒等、教職員の安否の確認や教育庁災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡に当たる。なお、情報を収集するに当たっては、確実な情報であること及び通信手段が絶たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。インターネットは災害時等に比較的強いとされているので、携帯電話・スマートフォンによるメールやSNS、保護者コミュニケーションシステムや学校HPなどを活用した情報発信など、様々な手段を検討しておく。また、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

（必要とする情報内容及び収集・提供手段の例）

情 報 内 容	収 集 手 段	提 供 手 段
災害情報（余震、津波、崖崩れ、火災等） 被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等） ライフライン、交通機関等の状況	・全庁安否確認サービス ・災害対策本部からの情報、防災無線 ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒等からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報	・掲示板等への表示 ・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービス、災害用伝言ダイヤル、無線機、連絡用アプリケーションなど多様な手段を適時活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。

② 被害状況の把握と報告

連絡班は、児童・生徒等、教職員の被害状況を把握し、本部長（校長）及び学校経営支援センターに報告する。施設班は、学校施設・設備等の被害状況を把握し、本部長（校長）に報告するとともに被害の状況により立入禁止として学校経営支援センターに報告する。また、施設・設備の修繕が必要な場合は、都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）へ修繕を依頼する。

発災時に、東京都災害対策本部が設置された場合には、東京都教育委員会災害対策要綱に基づき、立川市教育委員会は、管轄する学校の被害状況及び措置状況を把握し、市町村教育委員会にあっては教育事務所を経由して東京都災害対策本部教育長に報告するものと規定されている。

このため、東京都災害対策本部が設置された場合は、直ちに、校長は、立川市教育委員会に対し、学校における被害状況及び措置状況を報告する。

③ 連絡体制について

(1) 学校と生徒・保護者との連絡体制・手段

在校中、登下校時、夜間・休日等のあらゆる状況下の災害に共通して、次の連絡手段を複数同時に活用する。また、これらの連絡手段とその活用方法について、あらかじめ生徒、保護者及び教職員に周知徹底しておく。

(2) 学校からの情報発信

連絡手段 1

○立川国際中等教育学校ホームページに「災害時の緊急連絡事項」掲載

○災害時に、「災害時の緊急連絡事項」をHP 上に掲載することを、あらかじめ生徒及び保護者に周知しておく。

連絡手段 2

電話による個別連絡

○現在、学校が把握している生徒の自宅電話番号を使って連絡する。

連絡手段 3

○校門等への掲示

連絡手段 4

生徒在住区市町村役所への掲示依頼

※電話が使えない場合は行政無線活用

※震度 6 弱以上の地震の場合には、次の 2 つのサービスを利用して、からのメッセージを登録。いずれのサービスも伝言の登録・確認の際にキーとなる電話番号は、学校番号 0 4 2 - 5 2 4 - 3 9 0 3

★登録できる伝言数を超えると、古い伝言から削除されるため、生徒からの伝言は登録しないよう周知する。

・NTT 東日本 災害用伝言ダイヤル「1 7 1」（音声メッセージ）

・NTT 東日本 災害用伝言板「web 1 7 1」（文字メッセージ）

【個別の生徒に向けた発信】※震度 6 弱以上の地震の場合に使えるサービス

生徒の携帯電話番号がわかっている場合に、教職員個人所有の携帯電話やスマートフォンから、次のサービスを利用する。（災害後、学校から自宅等に帰宅後の安否確認など）

・各携帯電話会社の災害用音声お届けサービス（音声メッセージ）メッセージを届けたい生徒の携帯電話番号をメッセージ送信先に登録して発信・各携帯電話会社の災害用伝言板（文字メッセージ）メッセージを届けたい生徒の携帯電話番号をメッセージ送信先に登録して送信

(3) 生徒や保護者から学校への情報発信手段

※震度 6 弱以上の地震の場合には、NTT 東日本や各携帯電話事業者が提供する下記災害用伝言板へ、生徒や保護者が安否情報等を登録することにより、これらの登録情報が安否情報統合サイトj-anpi に掲載され、立川国際中等教育学校j-anpi の「生徒の名前」や「固定電話番号」から検索が可能になる。

◎学校に安否を連絡する手段として推奨する

NTT 災害用伝言板「web 1 7 1」

→固定電話、携帯電話いずれをキーにしても登録可能だが、固定番号をキーにする。メッセージ登録時にふりがな氏名の入力必要★

(4)他の都立高校との連絡体制・手段

【電話が使えない場合でも使える連絡手段】

- ・教育庁、学校経営支援センター、各学校に配備。教育庁内の連絡用。
- ・本校は経営企画室と副校長席に各1台設置。

【メールやインターネット、電話が使える場合】

連絡手段① T A I M Sメール

連絡手段③ 固定電話

連絡手段③ 災害時優先電話の活用

連絡手段④ 災害時等緊急連絡システムによる個人携帯電話へのメール

＜受信のみ＞

各都立学校の管理職及び学校危機管理担当者（各班班長）の携帯電話及びT A I M S組織端末のメールアドレスをあらかじめ登録しておき、災害時に本庁からメールによる連絡を発信するシステム

(5)立川市災害対策本部との連絡

危機管理対策室防災課 042-523-2111 (fax 042-528-4333)

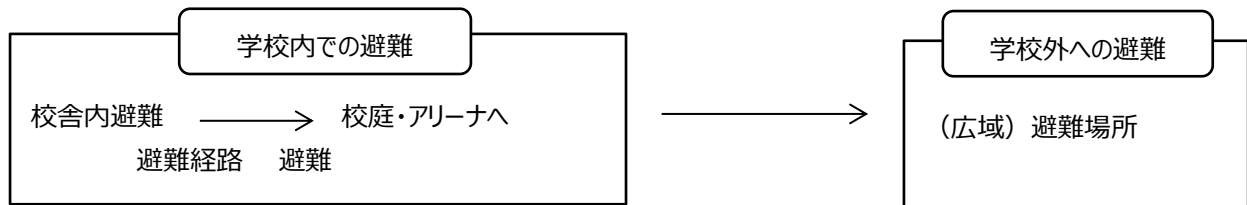
ウ 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導に当たっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。地震発生時には、次のように段階的な避難行動を取ることが必要である。

- ・地震感知（揺れを感知、緊急地震速報を受信）と同時に身の安全を確保する「一次避難」
- ・その後、校内のより安全な場所（校庭等）へ避難する「二次避難」
- ・延焼火災その他の二次災害の危険が学校に迫った場合に校外の安全な場所へ避難する「三次避難」

一次避難では、児童・生徒等がどこにいるか（普通教室、特別教室、校庭等）によって取るべき行動が異なる。また、二次避難や三次避難の避難場所も、当日の天候や学校・周辺地域の被災状況に応じて、校庭又はアリーナとなる。

校長は、大震災時における延焼火災等により学校から離れて避難しなければならないと判断した場合、学校から市の地域防災計画に基づいて指定された（広域）避難所へ生徒を避難させる。



エ 校内の消火・巡視

火災発生時には、基本的に消防計画に定められた対応を取ることになるので、あらかじめ避難訓練や消火訓練などを通じて身に付けておく。

フロー図は、毎年行うことが義務付けられている消防訓練（通報・消火・避難の訓練）で利用することもできるので、訓練実施の機会などを活用して作成し、いざというときに使えるようにしておく。

オ 救護活動

大震災により大勢の負傷者が出ることが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒等に対しては救護の補助を依頼する。

校庭等に避難する場合、救護班は救急医薬品等を携帯する。

災害時行動マニュアル【救護班編】

行動目標

- ① 生徒・教職員・帰宅困難者の負傷応急手当 ② 病院等への搬送指示

«生徒・教職員対応»

発災直後

避難直後の生徒・教職員の応急処置

救護活動場所

西門の近辺（保健室が近い、重傷者の西門からの搬送のし易さ）
救護班が応急手当をする対象範囲の考え方（負傷の程度）

- 「カラーのビニールテープ」や「ガムテープ＋カラーマジック」を使って、負傷度のレベルによって色分け（トリアージ）を行う。
※救護班2人ペアで負傷度高い順に、【赤】→【黄】→【緑】

<1> 次トリアージ S T A R T

- 【赤】最優先治療群Ⅰ→救護班は応急手当を行わず、直ちに病院に搬送
【黄】待機的治療群Ⅱ→救護班が応急手当を行いつつ、早めに病院に搬送
【緑】軽症群Ⅲ→学校で負傷者の応急手当を行う

負傷者の記録

- トリアージの際に、トリアージの色を問わず、全ての負傷者一人一人について「校内負傷者把握記録用紙」に負傷の程度などの情報を記録する。

<2> 校内負傷者把握記録用紙

- 病院に搬送する生徒・教職員等については、「負傷者カード」に当該負傷者の情報を記載し、病院に同行する教職員が持参する。同行する教職員は、搬送先の病院等で必要な情報を記録して、帰校後、救護班にカードを提出する。

<3> 負傷者カード

トリアージで学校対応になった人の応急手当に使う物品【黄】【緑】

- 災害時持出し用応急手当バッグ ※学校独自に用意、保健室とグラウンド倉庫に保管

<4> 災害時持出し用応急手当バッグ（備蓄薬品一覧）

- 災害用備蓄医療器材（セルフケアセット）は生徒・教職員用備蓄倉庫内に保管
○保健室内にある平常時の手当で物品
○上記物品を使ってもなお不足する物品があった場合、できる限り代用品で対応するとともに、負傷者を近隣避難所となる市内小中学校の医療救護所へ搬送したり、西部学校経営支援センターへ物品調達依頼をすることで対応。

カ 搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、定めてある緊急時持出品、搬出担当者、搬出場所に基づいて搬出活動を行う。

なお、災害の状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。
(非常持出品等)

非 常 持 出 品	搬出担当者及び搬出方法	搬 出 場 所
・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等 ・教職員・児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む） ・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード ・ホイッスル、メガホン（ハンドマイク）、学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯 ・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ、乾電池 ・携帯テレビ ・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話） ・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」）、設備機器等応急工具類、校内地図、マンホールトイレ用の便器・テント等の備品 ・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器 ・消火器・防犯カメラ ・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など ・AED・担架 ・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機 ・ろうそく・電池式ランタン ・簡易トイレ・携帯トイレ・衛生用品 ・毛布、寝具・防寒・避暑用品 ・学校沿革史 ・職員人事関係書類 ・卒業証書授与台帳 ・指導要録 ・救急用品 ・学校図面等（災害対応に必要な設備等の配置図、校地・校舎平面図、災害対応等記録用紙） ・TAIMS端末、モバイルバッテリー等（情報連絡手段に活用できるもの）など	・副校長、経営企画室職員等 ・持出用ザック等により搬出	・（広域）避難場所等

キ 避難所管理運営への支援

災害時における避難所の開設・運営は、市の災害対策本部が防災組織（自主防災組織等）などと連携して行うことが原則である。学校は、児童・生徒等の安全確保や教育活動早期再開のための対応を優先しつつ、避難所の開設・運営に協力する。

事前に、避難所としての学校施設の利用計画や避難所開設・運営の役割分担などについて、市の防災担当者や地域の防災組織と十分に協議して共通認識を構築した上で、学校の役割・態勢等について、学校危機管理計画に項目を設けて記載する、若しくは学校危機管理計画とは別に「避難所開設・運営マニュアル」などの形で整理しておく。

また、校長は、学校災害対策本部の組織のうち「他班への応援要員」を主として（例えば、校庭に避難した時点で）避難所支援班を設置する。避難所支援班は、学校が避難所となる場合の避難所 開設、管理運営の協力・支援に当たる。

2 児童・生徒等の避難誘導

大震災時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人一人を把握し、避難誘導に努める。

①校舎内での避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○ 突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。） ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 ・蛍光灯、窓ガラスなど、非常に多くのものが落下する。 ○ 児童・生徒等の状況 ・不安や恐怖に襲われ、泣く、叫ぶ等の反応が起こる。 ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。	○ 児童・生徒等に安心させるような声をかける。 （授業中、給食中） ○ 教室・特別教室の場合 ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 ○ 体育館、校庭、共有部分の場合 ・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。 （休み時間、放課後） ○ 教職員がいる場合 ・教室・特別教室・体育館・校庭の場合と同じ（近くにいる児童・生徒等を含む。）。 ○ 教職員がいない場合 ・教室・特別教室・体育館・校庭の場合 ・廊下、階段の場合	○ 身を守る。 ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。 ・防災頭巾、防災ヘルメット座布団等で頭を保護する。 ○ その場で頭を保護してしゃがむ（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後。）。 ○ 授業中、給食中などの行動と同じ。 ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 廊下：その場で頭を保護してしゃがむ。 階段：その場で腹ばいになり又は手すりにつかまり転落を防止する。

②校庭等への避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○主要震動終了 ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物落下物がある。	（授業中、給食中） ○ 教室・特別教室の場合 ・勝手な行動をとらせない。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、座布団、ヘルメット、カバン等で頭部を保護するよう指示する。 ・自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先する。 ○ 体育館、校庭の場合 ・教室・特別教室の場合と同じ。 ・校庭の場合、液状化していない場所に集める。 （休み時間、放課後） ○ 教室に教職員がいる場合 ・授業中、給食中の場合と同じ。 なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒等の安全確保も図る。 ○ 教室に教職員がいない場合 ・担任は、原則として受持ちの教室に行く。 なお、担任している児童・生徒等だけではなく、教職員の近くにいる全ての児童・生徒等の安全確保を図る。 ○ 廊下、階段に教職員がいる場合 ・教職員は、近くの教室に入り、児童・生徒等への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。 ○校庭に教職員がいる場合 ・校庭中央に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。 ○体育館に教職員がいる場合 ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。 ○校庭に教職員がいない場合 ・担任以外の教職員は、校庭等に行き、児童・生徒の安全確保を図る。	・教職員の指示に従う。 ・上履きのまま、防災頭巾、防災ヘルメット、座布団、カバン等で頭を保護し、何も持たないで、校庭への避難に備える。 ・自力で避難できない児童・生徒等の避難準備にも気を配る。 ・教室・特別教室の行動と同じ。 ・授業中、給食中の行動と同じ。 ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 ・教職員の指示に従う。 ・授業中、給食中の行動と同じ。 ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。 ・速やかに整列しその場にしゃがむ ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。
○大きな揺れの後で、児童・生徒の心が動揺している。		

続く ②校庭等への避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。 ○避難の際、廊下・階段等はガラスの破片で危険な状態である。	○本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動するよう指導する。 〔避難開始等〕 ○児童・生徒等の人数を確認し、校庭へ避難を開始する。 ・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後に教職員を配置して避難する。 ・負傷者等の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒等の避難を優先させる。 ・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂等）を確かめながら避難する。 ・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。 ・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。 ○教職員は、トイレ等に児童・生徒等が残っていないかを確認する。 ○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。 ・連絡班は行方不明者の搜索を行う。 ・救護班は負傷者の応急手当をする。 ・連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。 ・救護班は救助を必要とする児童・生徒等がいる場合は、消防署などへ救助要請するとともに、共助による救護活動を行う。 ・ラジオ等で情報を収集する。 ○避難者、保護者の対応に当たる。 ○児童・生徒等の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードで行う。 ・通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒等を保護者等へ引き渡す。 ○中等の生徒に対して、初期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。	○校庭への避難開始 ・「お」「か」「し」「も」を守って行動する。 「お」：おさない 「か」：かけない 「し」：しゃべらない 「も」：もどらない ・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通って避難する。 ・体育館の場合：速やかに並び避難する。 ・負傷者を皆でかばい、助け合う。 ○校庭等に集合したら、 ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を降ろして低い姿勢で待機する。 ・保護者が引き取りにくる。 ・応じた生徒は、救護、初期消火活動等に協力する。

③ （広 域）避難場所への避難		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○二次災害等（火災等）で学校が危険にさらされる。 ○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。	○避難する際の配慮 ・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないようにするため、児童・生徒等に対して教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列から離れないなどの指示をする。 ○（広域）避難場所への避難開始 ・校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒等の人員を点呼する。 ○ 集団の責任者 ・全体指揮（校長）、学年指揮（学年主任）、学級指揮（学級担任） ○避難集団の編成 ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。 ・（広域）避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。 ・（広域）避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒等がいる場合は、搜索する。	・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。 ・負傷した児童・生徒等や自力で避難できない人をみんな でかばい、助け合う。 ・防災頭巾、防災ヘルメット、かばん等で頭部を守りながら行動する。 ・避難途中に負傷した方などがいたら、みんなでかばい、助け合う。 ○（広域）避難場所に到着したら ・学年、学級ごとに整列する。

④ 休日・夜間等に発災した場合の対応		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○ 突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。） ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 ○ 主要震動終了 ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。 傾斜地では崖崩れが発生する。 ○ 大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。 ○ 本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。	〔都立学校教職員の場合〕 ・震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。 ○ 出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、 ・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 ○ 発災当初の任務の後、教職員は、家庭等にいる児童・生徒等の安否確認などの業務に従事する。 児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。	○ 地域クラブ活動等で在校中の場合 ・TEPRO担当者の指示に従い行動する。 ○ 家庭等にいる場合 ・保護者等の責任において児童・生徒等の安全確保を図る。 ・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。 ・自らの安否について、学校に一報を入れる。

⑤ 登下校時に発災した場合の対応		
時間の経過（状況等）	校長・教職員の対応・行動	児童・生徒等の行動等
○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 ○ 主要震動終了 ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。 ○ 大きな揺れの後で児童・生徒等の心が動揺している。 ○ 本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。	○出勤途中の場合は、所属校に向かう。 ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。 ○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。 ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 ○ 在校中の教職員は、児童・生徒等を校庭に避難するよう指示する。 ・人員を点呼する。 それ以降については、在校中の場合と同じ。 ・河川の氾濫等にも配慮する。 ○ 児童・生徒等の安否及び施設・設備の被災状況を学校経営支援センター経営支援室に報告する。	○ 電車・バス乗車中 ・手近なカバンや上着等で頭部を守る。 ・運転手・駅員等の指示に従う。 ※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 ・在校中の児童・生徒等は、教職員の指示に従い、行動する。 ・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。 ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。 ・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。

○登下校時に地震が発生し収まった場合、係員の指示あるいは自分一人の場合は自らの判断で最寄りの避難場所に避難するよう指導する。

○学校から連絡がなくても、自らの所在場所と安否情報を学校に連絡するよう、あらかじめ生徒に周知しておく。

○情報連絡班は、生徒の安否情報や交通機関の状況等の情報収集にあたる。

○一斉帰宅抑制時は、無理に本校や自宅に戻ろうとせず、最寄りの防災施設に留まることが原則であることを生徒に周知しておく。

○発災から概ね3日が経過し、一斉帰宅抑制が解除された際には、生徒自身が防災施設で自宅や本校までの経路の被害状況などを確認し、保護者と連絡をとり、保護者の了解を得た上で避難場所を離れる。防災施設を離れる際には、必ず学校にも連絡をするよう指導しておく。一斉帰宅抑制が解除された後も保護者との連絡が取れない場合も、必ず学校に連絡・相談するよう周知しておく。

⑥ 校外活動中（日帰り・宿泊）に発災した場合の対応

校外活動中に災害等が発生した場合には、引率教職員を中心とした限られた人員でその対応に当たらなければならない。また、災害の渦中では、学校に残る管理職と連絡を取り、その判断の下で対応できるとは限らず、連絡が取れない状況の中で引率教職員が判断を下さざるを得ない場合もある。そのため、学校危機管理計画に定めた具体的な対応を確認し、教職員や児童・生徒等の共通認識としておくことが必要である。

また、校外活動中に大震災が発災した場合、揺れが収まったら、直ちに実地踏査で確認し、挙行届に記載している最寄りの一時（いつき）集合場所、避難所に避難する。

なお、宿泊場所で発災した場合は、その管理者の指示に従う（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。）。

また、教職員は、児童・生徒等の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担して保護者へ速やかに連絡する。必要に応じて、応援教職員の派遣を要請する。さらに、場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、児童・生徒等に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

交通機関の不通等が生じた場合は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。

宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒等の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。

3 児童・生徒等の帰宅方法、保護体制

（１）通学路、通学経路の安全確認

登下校時に発災した場合に備え、市の教育委員会、警察署・道路管理者、地域の方々と連携の上、児童・生徒等の通学路の安全性を定期的に点検する。特に、通学路の危険箇所を洗い直し、ブロック塀の多いところ、落下しそうな看板など、危険箇所の把握などを行う。生徒に保護者と相談の上、通学経路の安全性や災害時における登下校時の避難方法を検討させる。その際、通学経路の近くにある一時（いつき）集合場所、（広域）避難場所、避難所を確認させる。

なお、学校は、児童・生徒等が、登下校時に発災した場合の身の安全を図る方策や連絡手段について、家庭において十分話し合うよう保護者に理解を求める。

（２）小学校の保護者への引渡し

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等の各種メディアを使用した、生徒の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

校長は、あらかじめ定めてある保護者又は、緊急連絡用（引渡し）カード記載の引取人へ、あらかじめ定める引渡し方法により児童等を帰宅させる。

小学校において、引渡しは原則として担任が当たるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードを利用して行う。

なお、登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引渡しを行わない。

（３）中等生前期課程の生徒の帰宅方法

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、災害用伝言ダイヤルや保護者コミュニケーションシステム等の各種メディアを使用した、生徒の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

生徒を帰宅させる場合は、あらかじめ定めてある帰宅方法に基づき帰宅させる。ただし、保護者が在宅する場合に限る。なお、状況によっては、小学生と同様、保護者への引渡しを行う。方法については、小学校に準ずる。

（４）中等生後期課程の生徒の帰宅方法

校長は、正確な交通機関の運行状況、学校周辺の被災状況等の情報収集に努め、生徒が安全に帰宅できるかを判断する。ただし、保護者と連絡が付き生徒を帰宅させるに際しては、収集した情報を伝えるとともにあらかじめ定めてある下校方法、震災の状況によっては保護者への引渡しなどの方法に基づき帰宅させる。なお、生徒は帰宅後、自宅に着いた旨を、担任または教職員まで報告させる。

帰宅途中に交通事情等により、帰宅が困難と思われるときは、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか又は帰宅途中の一時集合場所等へ緊急避難することを指導する。

なお、学校に戻った場合には、担任又は他の教職員まで報告させる。

（５）登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅に帰宅するか、近くの学校、一時滞在施設又は避難所に避難し、学校、事業者等の保護を受けるよう指導する。教職員は、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

（６）児童・生徒等の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、３日間程度、企業等に留め置かれることとなる。このことから、学校所在地の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から３日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。

校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。また、電話連絡網や緊急メール、保護者コミュニケーションシステム、学校ホームページ等のほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやＸ等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等管理に万全を期しておく。

校長は、帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、幼児、児童及び生徒を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒等の安全を確保するため、避難住民や帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒等を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、保護者コミュニケーションシステム、ホームページ、災害時伝言ダイヤル、SNS、無線機など多様な手段を適時活用する。

＜教職員の主な役割＞

- ・ 保護している児童・生徒等の人員を把握する。
負傷している生徒の対応に当たる。（救護班と連携）
- ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等に、今後の対応を説明する。
- ・ 児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・ 児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。

（７）生徒の帰宅判断・帰宅対応

【 生徒が在校中に地震が発生した場合 】

- 地震発生後、立川市近辺の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努める。東京都が一斉帰宅抑制を発令して、保護者が勤務先等に留め置かれた場合には、生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。
- ただし、保護者と連絡がついた場合は、交通機関の復旧状況や帰宅経路の道路等の被害状況、余震の状況などを総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限って帰宅させることができる。
- 生徒を帰宅させる場合には、各生徒が作成した防災マップのコピーを持参させるとともに、帰宅後、自宅に着いた旨を担任または学校に必ず報告させる。

- 生徒の帰宅途中に、交通事情等により帰宅が困難と思われる時は、無理な方法による帰宅は避け、学校に引き返すか、あるいは帰宅途中の一時集合場所等へ緊急避難することを指導する。学校に引き返した場合は、担任または他の教職員まで報告させる。
- 災害時に、生徒が帰宅できるか否かの判断を迅速かつ的確に行うため、生徒の平常時の登下校経路及び災害時に交通機関が利用できなくなった場合の経路について、生徒に防災マップを2部作成させ、生徒と学校それぞれが保管することで学校として常に最新の状況を把握しておく。
- 校長は、一斉帰宅抑制時に生徒を校内で保護することが原則であること、及び帰宅の可否を判断する際の考え方や学校との連絡手段等について、あらかじめ保護者に周知徹底しておく。

【 生徒の登下校時に地震が発生した場合 】

- 登下校時に地震が発生し収まった場合、係員の指示あるいは自分一人の場合は自らの判断で最寄りの避難場所に避難するよう指導する。
- 学校から連絡がなくても、自らの所在場所と安否情報を学校に連絡するよう、あらかじめ生徒に周知しておく。
- 情報連絡班は、生徒の安否情報や交通機関の状況等の情報収集にあたる。
- 一斉帰宅抑制時は、無理に学校や自宅に戻ろうとせず、最寄りの防災施設に留まることが原則であることを生徒に周知しておく。
- 発災から概ね3日が経過し、一斉帰宅抑制が解除された際には、生徒自身が防災施設で自宅や学校までの経路の被害状況などを確認し、保護者と連絡をとり、保護者の了解を得た上で避難場所を離れる。防災施設を離れる際には、必ず学校にも連絡をするよう指導しておく。一斉帰宅抑制が解除された後も保護者との連絡が取れない場合も、必ず学校に連絡・相談するよう周知しておく。

【 帰宅が困難な生徒の校内保護体制 情報連絡班（学年） 】

- 帰宅が困難な生徒を学校内で保護する体制を整備する。生徒の安全を確保するため、帰宅困難者等とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分ける。
- 学年担任の教員全員が、本部長（校長）の指示に従い、生徒保護の任にあたる。担任がいないクラスは、本部長が当該クラスを担当する教員を指名する。

4 学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

（１）学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープ、巡視点検場所・項目一覧等を持って、校内を巡視する。

- ア 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科調理室・給食調理室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な発火に対しては、消火活動を行う。理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。
- イ 都立学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行う。
- ウ 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊のおそれがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。
- エ 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る。
- オ 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。

- カ エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、エレベーター会社に連絡し、救出の依頼をする。
- キ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある、校長室、職員室、経営企画室、化学実験室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。
- ク 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。なお、復旧させる必要があり、かつ、危険ではない箇所は復旧させる。

(2) 学校を避難所・一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、避難所等として使用する際、応急的に応急危険度判定を実施する。その判定が困難な場合には、総務部総務課に判定実施の支援を要請する。

- ア 避難者・帰宅困難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。
- イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

災害時行動マニュアル【施設安全班】

行動目標

- ① 二次災害の防止、②教育の機能保持、③一時滞在施設等としての利用

「校舎の安全確認対応」

発災直後

- 1 揺れがおさまった後の校内の消火・巡視・校舎全体の安全確認 → 被害状況の把握と報告

消 火

- 校内放送、ハンドマイク、口頭で出火発生を伝える。
- できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火にあたる。

< 1 > 消火設備配置図（消火器、消火栓、防火扉など）

巡視 部屋や廊下単位の被害状況の確認、応急処置

- 校舎被害状況の確認、火気・ガスの元栓、消防設備、給排水設備、放送設備、電源等を、「施設の安全点検のためのチェックリスト」を使って点検する。※2人以上で班編成
- ガスの匂いがする場合は、ガス栓とガスメーターの元栓を閉め、窓開けをして、ガス供給会社に連絡
※火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。
- ヘルメット着用、懐中電灯・マスターキー・ロープ・施設の安全点検のためのチェックリストを持参して、重要書類の多い場所及び発火しやすい場所を優先して巡視

【巡視の優先場所・主な対応】

- 校長室、職員室、経営企画室 → 耐火金庫の施錠、ガス元栓の確認
- 化学室、物理室 → 化学薬品等の格納・施錠
- 家庭科調理室 → ガス元栓の確認、包丁の収納
- 防災備蓄倉庫 → 非常用ガソリン缶詰1L×29本の確認
- 鉄骨の破断や建物の傾きがある場合「危険につき立入禁止」の掲示とロープによる立入禁止措置 → 西部学校経営支援センターに危険度判定要請
- 脱落しかけた天井、剥離した壁、落下しかけた照明器具等、倒壊しかかった防球ネット・フェンス等は人為的に落下・倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープによる立入禁止措置。
→ 西部学校経営支援センターに修繕依頼
- 破損、ひび割れているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボールで補修。少ない場合は、ガムテープを貼る（別紙資料参照）
- 横転しかかっている物品（書棚、ロッカー等）は、横に寝かせて安定させる。
- エレベーター内に閉じ込められている人がいないか確認し、いなければエレベーターを使用できないように施錠。中に人がいる場合は、エレベーター会社に連絡→ つながらない時は消防署に連絡
- 一般の人に開放しない校長室、職員室、経営企画室に「立入禁止」の掲示をする。

- 2 ライフライン（ガス・電気・上水道）の安全確認方法

ガ ス

- 緊急遮断弁あり。ガスメーターの復帰ボタンを押すと、メーターが自動でガス漏れチェックを行ってくれる。ガス漏れがなければ、ガスが復帰する。ガス漏れがあれば復帰しないので、ガス供給会社に電話する。
- ガスに関する対応方法については、別紙「ガス、電気、上水道の安全確認等」の「都市ガスの安全確認等」を参照

電 気

- 安全確保のために、次のことを生徒・教職員等に周知
 - ・校内受変電設備には絶対にさわらない。
 - ・水に浸かった電気器具の使用禁止
 - ・切れた電線は絶対に触らない。
 - ・コンセントからプラグを抜く。
- 緊急点検、復旧の対応方法については別紙「ガス、電気、上水道の安全確認等」の「電気の安全確認等」を参照

上 水 道

- 受水槽、揚水ポンプ、高置水槽の損傷の有無などの状況確認を行う。
 - 確認のポイントや対応方法については、別紙「ガス、電気、上水道の安全確認等」の「上水道の点検等」を参照
- 【水に関する留意事項】
- ・受水槽や高置水槽内の水は、およそ2日間程度飲料水として使用可能
 - ・生徒・教職員用にペットボトルの水3日分備蓄
 - ・ろ水器でプールの水をろ過して飲料水として利用可能
 - ・給水車の配車計画を考慮して、飲料水・生活用水等の優先順位を決定
 - ・受水槽以下給排水管の損傷に備え設けている直接給水栓を活用
 - ・断水後給水が再開された時の赤水は、通常時の水の色に近くなるまで排水して対応する。
問題がある場合は、東京都水道局立川サービスステーション、立川市災害対策本部に連絡をして指示を受け対応する。
 - ・本校の受水槽には地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断しポンプを停止する「緊急遮断弁装置」はない。
 - ・プール排水管緊急遮断弁装置は、地震を感知すると排水管を遮断し、プールろ過ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧操作が必要。

3. 生徒滞在用としての施設の利用可否の判断・施設利用方法の決定 (※最終決定は校長)

- 上記1、2による施設点検の結果を踏まえ、施設の利用方法の可否及び利用する場合の利用方法を施設安全班で検討した上、本部長（校長）に説明して判断をあおぐ。

第3節 避難所等としての対応

避難所の設置及び管理運営主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、あらかじめ学校危機管理計画において定めてある避難所支援に関する運営計画に基づき、防災市民組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にして、避難所の開設・運営に協力・支援に努める。（区市町村から臨時的避難所開設の依頼があった場合は、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。）

大震災時には、区市町村からの要請に基づき、本校は、指定緊急避難場所（広域避難場所）として利用される。なお、発災時刻や学校の状況によって、少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合も考えられるので、日頃から、地域、防災市民組織との連携に努め、発災初期から、防災市民組織、避難者（避難者自治組織）とともに、区市町村による避難所運営の協力を当たるようにする。

また、大地震により公共交通機関が停止した場合、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまで待機する場所がないことが想定される。都立学校は、そうした帰宅困難者を受け入れるための「一時滞在施設」の候補施設として指定を受けており、発災時には原則、最長で3日間帰宅困難者を受け入れることとなる。あわせて、徒歩による帰宅が可能となった場合（原則として発災後4日目以降）には、多くの徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水・トイレ・沿道情報を提供する施設として、「災害時帰宅支援ステーション」に指定されている。

避難住民や帰宅困難者の受入に当たっては、受入人数の限度を超えることも想定し、近隣の避難所等を把握し、十

分な連携を取ることも必要である。避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション等の概要については資料「災害時に都立学校が求められる防災拠点としての役割」のとおり。

1 概 要

校長は、災害時において、あらかじめ定めた学校危機管理計画に基づき避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、基本的には、立川市・国立市の防災担当部局職員が担当する。しかし、発災初期の段階においては、市職員による対応が困難な場合も想定されるため、教職員がリーダーシップをとることが期待される状況も想定される。

また、避難所の管理運営については、日頃から立川市・国立市の防災担当部局と十分な調整をし、市防災担当部局、地域住民、学校それぞれの役割を明確にしておく。

（１）避難所の開設

市から避難所開設の要請に基づき、避難所を開設する。避難者の生命を災害から守るためには、まず、避難所が安全な場所であることが最重要である。以下の項目等を確認し、区市町村の災害対策本部に連絡する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭など安全で広い場所で待機させる。

- ア 建物周辺が安全か（地滑り、地割れ、液状化等）
- イ 建物自体が安全か（傾斜、床や柱の破損、火事やガス漏れ、天井落下の危険性）
- ウ 建物の内部が安全か（ガラスや照明器具の落下、足元の安全性）
- エ 避難者が集まれるだけのスペースがあるか（避難スペース、本部、掲示スペースが使用可能か）

教職員又は市の防災担当部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。乳幼児や高齢者、外国人の方などもわかるよう、立入禁止区域には、トラロープやカラーコーンなどで、近づけない工夫をする。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

（２）災害時要配慮者等への配慮

避難所担当者は、災害時要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）等を把握する。災害時要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境の比較的良好な場所（トイレに近いスペース、畳のあるスペースなど）に割り当てることや備蓄物資の優先的な配給に配慮する。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。また、運営担当者に女性や外国に堪能な教職員を配置するなど、女性や外国人にも配慮する。

なお、災害時要配慮者等については、市の対策本部と連絡をとり、災害時要配慮者等を一時的に受け入れ、保護するための二次（福祉）避難所へ移送ができるときは、移送させる。

（３）ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努める。

ア 飲料水・生活水の確保

発災後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、ペットボトルの水、受水槽、高置水槽、プールの水（ろ水器使用※）を飲料水に使用する。また、地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。→※ろ水器は、あらかじめ配備場所及び取扱方法について確認しておく。

イ 電気・照明器具の確保

市が情報連絡手段や照明用電源としての非常用発電機器を確保しているかをあらかじめ確認する。確保している場合は、発災当初において、配給するよう依頼する。

なお、災害時帰宅支援ステーション用として、全都立学校に非常用発電機を配備しているので活用する。また、校長は、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

ウ 燃料（ガスなど）の確保

発災当初の応急的な熱源として、カセットコンロ等を利用する。火気の使用に当たっては、あらかじめ定められた場所での使用、避難所スペースでの使用は認めない。

なお、燃料の供給については、市の対策本部に配給を依頼する。

エ 応急トイレの設置

水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。

なお、学校敷地内の排水設備の破損等による排水管がつまり状態と思われる場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する。この場合、災害時帰宅支援ステーション用に配備している携帯トイレを緊急に使用する。

仮設トイレを備蓄している場合は、組み立てて設置する。トイレが不足する場合、市の災害対策本部に、仮設トイレの設置を依頼する。また、携帯トイレも使いきり、仮設トイレの設置が間に合わない場合は、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分を素掘りし、ベニヤ板等で囲み、応急トイレを設置する。これらの場合、市の災害対策本部から消毒薬を入手し、定期的に消毒する。

（４）備蓄物資、救援物資等の配給

ア 備蓄物資の配給

避難所専用物資を備蓄してある学校では、市と協議した上で、避難者に配給する。

学校に食糧等が備蓄されていない場合は、立川市災害対策本部に配給を依頼する。

イ 救援物資の受入れ

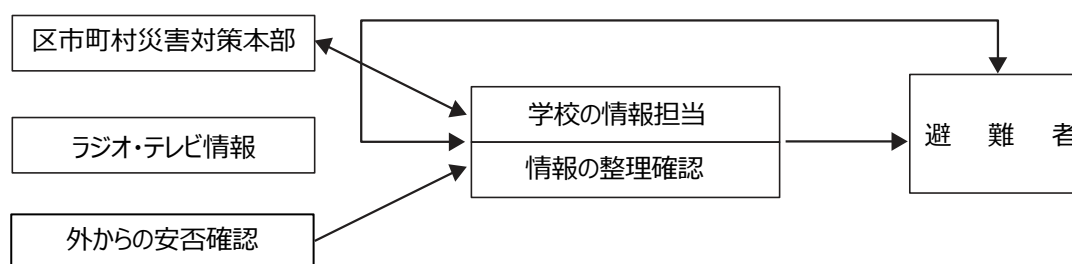
救援物資の受入れについては、災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類、管理、配給方法）を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

ウ 配給方法の工夫

物資の配給に当たっては、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得て高齢者等の災害時要配慮者を優先するなど、配給方法を工夫する。

（５）情報の収集と提供

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源、収集ルート、収集者を明確にする。また、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、避難者名簿を作成・整理し、対応する。



ア 情報収集

インターネットやテレビ・ラジオその他の方法で正確な情報の収集に努め、その情報を避難所等に提供するとともに、区市町村災害対策本部と連携し、情報収集に努める。

また、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効である。停電時を想定して教職員が直接現場に出向くことや、事前に情報収集体制を整えておくことも考える必要がある。

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

イ 情報提供

発災初期において、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、避難所支援班の情報担当者は収集した情報をできるだけ早めに提供する。また、避難者が欲する情報は時間の経過とともに変化することに留意する。

発災初期の情報提供方法としては、放送施設を利用するほか、テレビ、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。外からの避難者の安否確認の問合せがあった場合、安否情報用（何時、誰から）の掲示板で避難者に知らせる。避難者の自治組織による運営がされるようになった場合には、打合せ会議等で区市町村災害対策本部からの情報や避難所生活についての情報を提供する。この場合、避難所の代表者は、会議出席者が避難者に報告しやすいようレジュメを用意する。

ウ 要配慮者への情報提供の工夫

必要に応じて、点字、音声コード、イラスト等を用いたり、漢字にはルビをふるなど、分かりやすい周知が必要。以下の事例を参考に、事前にどのような方法で情報提供するのがよいか検討しておく。

○乳幼児や子供には、絵や図、実物を示し、わかりやすい言葉で具体的に、ゆっくり、やさしく、伝える。

○高齢者や外国人が理解しやすいように、表現を工夫する。例えば、高齢者には大きな文字を使い、外国人には、やさしい日本語を用いる。（外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられる。通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫する。）

（６）避難者名簿の整理

避難所支援班の情報担当は、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問合せに対応するため、市所定の避難者名簿用紙を配布、回収し、50音順に整理保管する（1世帯1枚作成する。）。

なお、避難所からの転出の際にも「避難者名簿」を用いて確認を行う。過去の災害では、避難者名簿を用意していながら、ライフラインの途絶によりパソコンから名簿を印刷できず、避難者の受付が混乱したという事例があった。帳票は、紙ベースでも用意しておく。

避難者名簿の掲示については、過去の災害事例では、避難所運営委員会だけでは、避難者・不明者の安否照会に対応できず、掲示を行う場合もあった。様々な状況が想定されるため、取扱いや、公開する場合の情報、照会窓口等について、事前に想定しておくことが重要となる。避難者名簿を公開する場合には、希望者のみの掲示とするよう留意する。また、避難者の中に配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受けるなど、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある方がいる場合は、居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。名簿については避難所運営委員会が管理し、紛失防止はもちろん、個人情報の保護に十分留意する。

避難者名簿

入所日 月 日	転出日 月 日
---------	---------

	ふりがな 氏 名	性別	年齢	住 所	避難所区域	承諾の有無
例	とうきょう たろう 東京 太郎					
1						
2						
3						
4						
注1 転出の際は、総務・情報担当に連絡（有・無） 注2 転出者の移転先住所・電話番号を記入する。外部からの移転先の問い合わせに対する回答について、本人の承諾を確認する。 移転先住所： 電話番号：						

2 災害時帰宅支援ステーションとしての対応

一時滞在施設・帰宅支援ステーションが開設される場合の対応

(1) 一時滞在施設の開設・運営 帰宅支援班が他班を指揮

- 発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、東京都災害対策本部の要請により、校舎の安全を確認の上、開設する。校長の判断による自主的な開設も可能。
- 校舎の安全性や周辺の被害状況を確認した結果、開設できないと判断した場合は情報連絡班が東京都の帰宅困難者対策部門に速やかに報告する。
- 一時滞在施設滞在者の利用スペースは、次の配置を基本とする。
 - ＜校舎が使える場合＞
 - 第1アリーナ … 男子滞在者
 - 第2アリーナ … 女子滞在者
 - 集会所 … 女子要援護者（障害者など）
 - 特別室（205講義室など） … 男子要援護者（妊婦、障害者など）
 - ＜校舎が使えない場合＞
 - ブルーコート・東側駐車場付近
- 施設の運営にあたり、各班との連携を密に行い、帰宅支援班が各班の指揮及び進行管理を行う。
- 運営にあたり、一時滞在施設滞在者の協力体制を築き、そのマンパワー最大限活用する。それでも教職員の人員が不足する場合は、生徒のマンパワーの活用（校長判断）、近隣住民やボランティアに協力依頼、西部学校経営支援センターへ応援職員要請を行うなどして人員を確保する。

(2) 帰宅支援ステーションの開設・運営 帰宅支援班が各班を指揮

- 大規模災害発生時に一斉帰宅抑制は発令された場合に、帰宅支援ステーションの開設時期は、発災後4日後（3日程度開設が想定される一時滞在施設閉鎖後）と想定されている。しかし、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応と同時に、帰宅支援ステーションの対応も必要な場合があることを想定しておく。
- 本校は、災害時帰宅支援ステーションに指定されているため、大規模地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁災害対策本部からの指示を待つまでもなく、校長の判断で速やかに開設する。
- 帰宅支援ステーションの開設場所は、次の場所を基本とする。
 - ＜校舎が使える場合＞ 校舎棟
 - ＜校舎が使えない場合＞ 西門から駐輪場のエリア、ピロティのエリア

一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションとして利用するための応急対策

- 散乱危険物の除去、清掃
- 施設不良個所対応
- 非常用電源確保（投光器、非常用発電機）
- 消防設備、給排水設備、放送設備の確認

簡易トイレの設置・使用方法の指示

- 設置
 - ・設置場所は東門周辺
 - 組立式簡易トイレ 2台
 - ★いずれのトイレも、設置する際には、男女の場所を離し、ビニールシートで個室用の囲いを作るなどの配慮を最大限行う。
- 使用方法の指示
 - 帰宅支援班は、その連絡を受けた後、施設利用者の各グループに1名ずついるトイレ担当のうち複数名に、使い終わったトイレの閉鎖（または移動）と新しいトイレの設置を指示する。

一時滞在施設であることの表示

校門に掲示する。

各種施設案内表示

立入禁止区域、トイレ、救護場所、水供給場所、ごみ集積所 など

通行路の確保

破損物品等の除去。特に正門から校舎入口までの間は、救急車両・物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

校内パトロール

帰宅困難者を受け入れた際の盗難等のトラブル防止のために、1日に数回、一時滞在施設及び帰宅支援ステーションを巡回する。

自衛消防

火災等があった場合に、消防署等への連絡、初期消火、避難誘導

受入可能人数を超えた場合の対応

- 帰宅支援班から収容人数超えの連絡があった場合には、校門等にその旨の掲示を行う。
- 情報連絡班に、本校に代わる近隣の一時滞在施設の情報収集を依頼し、代替受入先があった場合には、施設の名称・住所を記載した地図等も併せて掲示する。

一時滞在施設を開設しない場合の表示

- 校門に掲示する。

（１）災害時帰宅支援ステーションの概要

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、学校等の公共施設や、沿道に多数店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設がその役割を担う。災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ情報等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

災害時帰宅支援ステーションとして、島しょを除く全都立学校が指定されている。

学校は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、教員等が安全に帰宅できることを確認し、学校内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により生徒、一時滞在者等の帰宅を開始する。その際、学校近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

なお、大規模災害発災時は一斉帰宅抑制となるため、災害時帰宅支援ステーションの開設は、3日間程度開設が想定される一時滞在施設の閉鎖後となっているが、被災状況によっては発災直後から徒歩帰宅者が発生する可能性もあるため、一時滞在施設としての対応とあわせて帰宅困難者の支援にあたることを想定しておく。

（２）災害時帰宅支援ステーションの備蓄等の現状

ア 飲料水ほか

災害時帰宅支援ステーション用に飲料水を備蓄している。その他、全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変える「ろ水器」を設置している。ろ水器の機能は 1 時間当たり 2,000リットルの 浄水能力があり、毎年度点検を実施している。非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。このほか、携帯用トイレを備蓄している。

イ セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セットを全都立学校に配備している。一般用医薬品（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等）、包帯、ガーゼ等500人分相当が2ケースに収納されている。非常時の対応として、これを災害時帰宅支援ステーションにも活用する。セルフケアセットは東京都保健医療局からの寄託であり、通常、年に一度、期限切れとなっている医薬品等の更新を保健医療局が契約締結した業者が行っている。使用期限の切れた医薬品等は、変質している可能性があるため使用しないこと。

（３）非常用発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の情報機器の電源及び投光器・水中ポンプ用として全都立学校に非常用発電機を設置している。また、停電時の照明や情報収集用パソコン等の小型電気機器の電源確保のため、全都立学校に非常用発電機を設置しており、いずれも毎年度点検を実施している。

（４）人的な対応

都立学校教職員は避難所の開設と運営に協力することになっている。各学校においては、避難所支援班に割り当てられた職員が、一時滞在施設又は災害時帰宅支援ステーションを開設し、全教職員が協力して運営していくような態勢づくりを整えておく必要がある。

（５）災害時帰宅支援ステーションの今後の取組

ア 学校危機管理計画の策定

学校危機管理計画では、教職員の危機管理に関わる役割分担を定めている。大地震等が発生した場合、学校は児童・生徒等の安全確保に当たることが第一であるが、あわせて都民に対して果たすべき役割を担うため、災害時帰宅支援ステーションを開設・運営する。

なお、学校危機管理計画の策定においては、限られた人員を効率的に配するように工夫し、避難所支援班のうち災害時帰宅支援ステーション運営担当を明記するとともに、その役割を明確化しておく。

イ 訓練の実施

東日本大震災の対応と教訓を踏まえるとともに学校危機管理計画に基づき、公共交通機関が停止した場合の災害時帰宅支援ステーションの運営を想定した教職員の訓練を実施していく必要がある。

ウ 職員の対応

初動態勢については、職員は勤務校に参集する。たとえ休日・早朝・夜間であっても、震度６弱以上の震災が発生すれば、何らの連絡が無くても、全職員が勤務場所に参集することが求められている（自動参集）。深夜の発災では帰宅困難者の数は少ないが、学校の施設設備の安全点検とあわせて対応することが必要である。その際は学校危機管理担当者を複数名指定しておき、真っ先に学校に参集し、学校施設の開錠等に当たり、開設準備を行う。その際、地域緊急連絡員にも協力を求めていく。

第3章 事後対応（教育活動の再開に向けて）

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認等をするとともに、児童・生徒等の心のケアに十分配慮する。

第1節 安否情報、被害状況の収集と把握

1 教職員による児童・生徒等の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒等、保護者の安否状況を把握する。また、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、災害伝言ダイヤル、SNS、保護者コミュニケーションシステム、統合型学習支援サービスなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混雑により、学校と保護者が電話で連絡を取り合うことが難しい状況になることが考えられる。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われており、電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができる。

2 全国避難者情報システムからの情報収集

東日本大震災等では、多くの住民が全国各地に避難した。元住居地の市町村や県では、避難された方の所在地等の情報把握が課題となっていたことから、総務省では「全国避難者情報システム」を構築し、避難先の市町村へ避難情報を任意に情報提供してもらい、その情報を避難元市町村へ提供することにより、見舞金等の各種給付の連絡、税や保険料の減免・猶予・期限延長の通知などに活用することができた。

学校は、震災時の対策として、あらかじめ災害時の「全国避難者情報システム」を周知しておく。

3 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

4 学校教育施設の再建

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、学校経営支援センターに対して、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を都立学校施設維持管理業務に関する通知に基づき、修繕業務受託事業者（TEPRO）に要請する。

第2節 授業再開の準備

1 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向けて下記の被害状況を調査し、とりまとめるとともに、必要な措置を講じる。

児童・生徒等・教職員の被害	発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）以下の情報を取りまとめる。 * 児童・生徒等及びその家族の安否、住居等の被害状況 * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。 * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置 * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 * 区市町村教育委員会に対し、以下を要請 専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」、被害箇所の応急処置・復旧 ・ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常の通学手段による通学の可否について検討する。 * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所

2 被災児童・生徒等への支援

（１）教科書・学用品等の確保

校長は、児童・生徒等の学習に支障が生じないよう、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努める。

○児童・生徒等の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、速やかに区市町村教育委員会へ報告する。（災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため）

○当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。

○教科書等がない児童・生徒等への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

（２）就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童・生徒等の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、区市町村教育委員会に報告する。

（３）避難・移動した児童・生徒等、転出する児童・生徒等への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童・生徒等及び転出する児童・生徒等について、以下のとおり対応する。

○避難・移動した児童・生徒等について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。

○転出した児童・生徒等については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

3 児童・生徒等の通学路の安全確認等

授業再開に当たっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、生活指導部の教職員が行う。

4 授業再開時期の決定

都立学校では、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。場合によっては、都立学校教育部高等学校教育課（指導部高等学校教育指導課、指導部義務教育指導課と連携する。）にも相談する。これに基づき、校長は、学校の実情に応じて再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒等数、避難住民の意識等を考慮する。

5 授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について、電話連絡網、掲示、案内などを通じて周知する。

第3節 応急教育計画の作成

校長は、第2の「1 学校教育の再開に向けた被害状況調査」の調査結果を基に、東京都教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成する。なお、計画の作成に当たっては、学校経営支援センター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮するするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

応急教育計画に基づく教育活動の再開に際しては、平常時と同様の教育活動が行えない場合が想定されるので、健康・安全教育、生活指導に重点をおきながら弾力的な教育活動を行えるよう配慮する。また、児童・生徒等の心のケア対策にも十分留意する。

（1）教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討する。※事故等の場合、発生現場等の使用は避けた校舎使用計画を検討。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

（2）教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取る。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- 臨時学級編制
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

（3）避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（児童・生徒等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

（４）教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、区市町村教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

授業再開時期を決定した後は、多様な手段を用いて、保護者・児童・生徒等への連絡を行う。

第４節 心のケアの充実

学校は教育委員会や医療機関、相談機関などの関係機関等と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに児童・生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアの体制づくりをしておく必要がある。

１ 震災から学校再開まで（安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立）

（１）管理職

- ア 子供の安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握の指示（家庭訪問・避難所訪問）
- イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討
- ウ 教職員間での情報の共有
- エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- オ 子供の心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認
- カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成
- キ 地域の関係機関等との協力体制の確立
- ク 保護者との連携・健康観察の強化依頼等
- ケ 緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ
- ☆ 報道関係機関への対応

（２）養護教諭

- ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
 - ・家庭訪問、避難所訪問
 - ・健康観察の強化

- ・教職員間での情報の共有
- ・担任等との連携等
- イ 保健室の状況確認と整備
- ウ 管理職との連携
- エ 学校医、学校薬剤師との連携
- オ 心のケアに関する啓発資料の準備
- (3) 学級担任等
 - ア 安否の確認と心身の健康状態の把握
 - イ 家庭訪問、避難所訪問
 - ・子供の家庭の被災状況の把握
 - ウ 学校再開へ向けての準備
 - ・学校内の被害状況、衛生状況の調査
 - ・安全の確保
 - エ 養護教諭との連携
- (4) 学校医とカウンセラー
 - ア 災害の概要把握と学校内の対応状況確認
 - イ 子供のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う
 - ウ 教職員へのコンサルテーションを行う
 - エ 子供や保護者の個別面談準備
 - オ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備
 - カ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる

2 学校再開から1週間（心身の健康状態の把握と支援活動）

- (1) 管理職
 - ア 子供の心身の健康状態の把握と支援活動の指示
 - ・健康観察の強化 ・質問紙調査等
 - ・家庭での様子調査 ・相談希望調査等
 - ・臨時の健康診断の検討 ・個別面談
 - ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等
 - イ 保護者への啓発活動の実施の指示
 - ・健康観察の強化
 - ・啓発資料の配布等
 - ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施
 - エ 安全・安心の確保への対応
 - ・被害の拡大、二次的被害の防止
 - オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- (2) 養護教諭
 - ア 心身の健康状態の把握
 - ・健康観察の強化
 - ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等
 - ・教職員間での情報の共有
 - イ 保健だより等の啓発資料の配布
 - ウ 管理職との連携
 - エ 心のケアに関する保健指導の実施
 - オ 健康相談の実施
 - カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携
 - キ 感染症の予防対策
- (3) 学級担任等

ア 心身の健康状態の把握

- ・健康観察の強化
- ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等

イ 教職員間での情報の共有

ウ 保護者との連携

- ・啓発資料の配布
- ・家庭での健康観察の強化依頼
- ・個別指導

エ 養護教諭との連携

(4) 学校医とカウンセラー

＜子供や保護者に対して＞

- キ ①子供や保護者の個別面談
- ②必要に応じた地域の専門機関への紹介

＜教職員に対して＞

- ク ①子供対応への助言とストレス対応研修
- ②校内の関係委員会に参加し、共通理解を図る
- ③教職員間での情報の共有
- ④個別支援

3 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

第1章 特徴

1 風水害

台風が接近すれば警戒を強めるなど、時間的な推移に伴い、対応が変化していく点で、突発的に生じる震災とは異なる。ややもすると台風や豪雨の襲来は予想ができること等から安易に考えがちであるが、風水害等への対策もしっかりと行い、被害を最小限に止めるように準備しておくことが大切である。

2 落雷

落雷事故については年間を通じて発生する可能性があるが、東京都を含む太平洋側の地域では、4月から9月までの間が落雷の多い季節とされており、特に注意が必要である。厚い黒雲が頭上に上がった際には雷雲（積乱雲）の接近に注意し、かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある。この場合、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要がある、指導者は、天候の急変に対応するため計画の変更・中止をためらわず行うことが求められる。

3 高温

近年、熱中症の発生率は地球温暖化の影響で増加傾向にある。熱中症とは、高温多湿な環境下で、発汗による体温調節等がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をさす。学校の管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものである。また、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意が必要である。

熱中症を予防するには、環境省が発表する熱中症警戒情報や熱中症特別警戒情報を確認するとともに、活動前には活動場所で暑さ指数（WBGT）※を測定し、対応を判断することが必要となってくる。

※暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）は、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標である。このWBGTは、人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風（気流）の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用いる。

第2章 学校における対応

震災編を参考に風水害・津波・雷・火山災害・高温についても危機管理計画を策定し、学校のおかれている地域の実情に応じた（広域）避難場所や避難経路、さらに通学路の安全点検を行う。

なお、落雷事故の防止については、部活動担当者だけでなく、教職員全員が同留意点を把握するとともに、事故の防止について管理職を中心に学校組織全体で適切な対応を取る。また、児童・生徒等が参加する地域クラブ活動においても適切な対応が図られるよう、必要な連携を図る。

【落雷事故の防止に係る留意点】

- 雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちる。また、周囲より高いものほど落ちやすいという特徴がある。
- グラウンド、平地、山頂、尾根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、適切な救護活動を行ったとしても、約8割の人が命を落とすと言われている。
- また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがある。木の下で雨宿りなどをしている死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷である。
- 落雷による死亡事故の半数以上が、「直撃雷」及び「側撃雷」によるものである。
- このほか、地面に落ちた雷が、地面の表面に沿って伝わることによる感電被害も想定される。

○さらに、屋内であっても、電話線やアンテナ線を経由して雷が侵入してくることや落雷による火災被害の発生も想定される。

○朝や活動実施前においては、事前に雷注意報の有無や、気象情報（雷ナウキャスト）等を確認し、注意報がある場合には活動を原則中止すること。

○活動中も随時空の様子を確認し、以下に示す発達した積乱雲が近づく兆候や、天候の急変などが発生した場合には活動を中止し、すぐに安全な場所へ避難すること。

- ・真っ黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

○落雷の危険がある場合には、すぐに以下の通り雷から身を守る行動をとること。

- ・建物や屋根付きの乗り物へ避難する。
- ・木や電柱から、4 m以上離れる。

※高い木の近くは危険であることから、最低でも、木の全ての幹、枝、葉から2メートル以上は離れる。

- ・近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。

○単独の積乱雲による激しい現象は、30分から1時間程度で弱まることが多い。最後の雷鳴があった後、30分経過後でも、次の雷鳴を聞かなくなったかが安全を確認する目安になる。

○このほか、気象庁ウェブサイト（※1）において、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」（※2）などの情報が提供されている。また、東京都教育委員会では教職員の落雷に対する意識の向上と、事故の未然防止のため、指導資料として「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」（※3）を作成している。こうした情報も活用し、落雷事故の防止に努めること。

※1 気象庁ウェブサイト

<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>

※2 「雷ナウキャスト」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>

※3 東京都教育委員会「落雷から子供を守る教員のためのフローチャート」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/-lightning_strike

学校における熱中症対策については、教職員や部活動の指導者等で共通認識を図りながら、それほど気温の高くない（25～30℃）時期から適切な措置を講ずることや、活動の場所や種類にかかわらず暑さ指数（WBGT）や熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）等に基づき活動実施を判断すること、熱中症事故防止に関して児童・生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要である。そのため、以下のとおり、対応を行うこと。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たること。
- 活動中やその前後に、適切な水分・塩分補給や休憩ができる環境を整えるとともに、児童・生徒同士で互いに水分補給や休憩の声掛け等を行うよう指導すること。
- 空調設備を適切に活用し、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- 運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても熱中症事故が発生していることにも十分留意すること。
- 天候・気温、活動内容・場所、児童・生徒等の暑熱順化（暑さに徐々に慣らしていくこと）等の状況により、活動量・内容・時間・場所を変更するなど、柔軟な対応を行うこと。
なお、暑さ指数（WBGT）によっては、活動を中止又は延期すること。
- 暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童・生徒等の様子をよく観察し、熱中症事故の防止に万全を期すること。
- 児童・生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導すること。
- 運動等を行った後は、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンするなど、体調を整えたうえでその後の活動（登下校を含む）を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分や塩分の補給、体の冷却、病院への搬送等適切な処置

を行うこと。

- 水筒を持ち歩く際は、なるべくカバン等に入れて腹部に抱えないようにすること、水筒を首や肩にかけた状態で走らないこと、活動の際には水筒を置くようにすること等について、指導すること。

また、具体的な熱中症対策については、以下のウェブサイト等を参照すること。

- ・熱中症予防情報サイト（環境省）

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

※暑さ指数(WBGT)の解説、実況と予測、過去データなどが参照できる。

- ・職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- ・東京都熱中症対策ポータル

<https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第1節 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒等が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でないといけない。しかし、ときとして学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- 児童・生徒等や教職員の命を守ること。
- 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- 万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

第2節 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

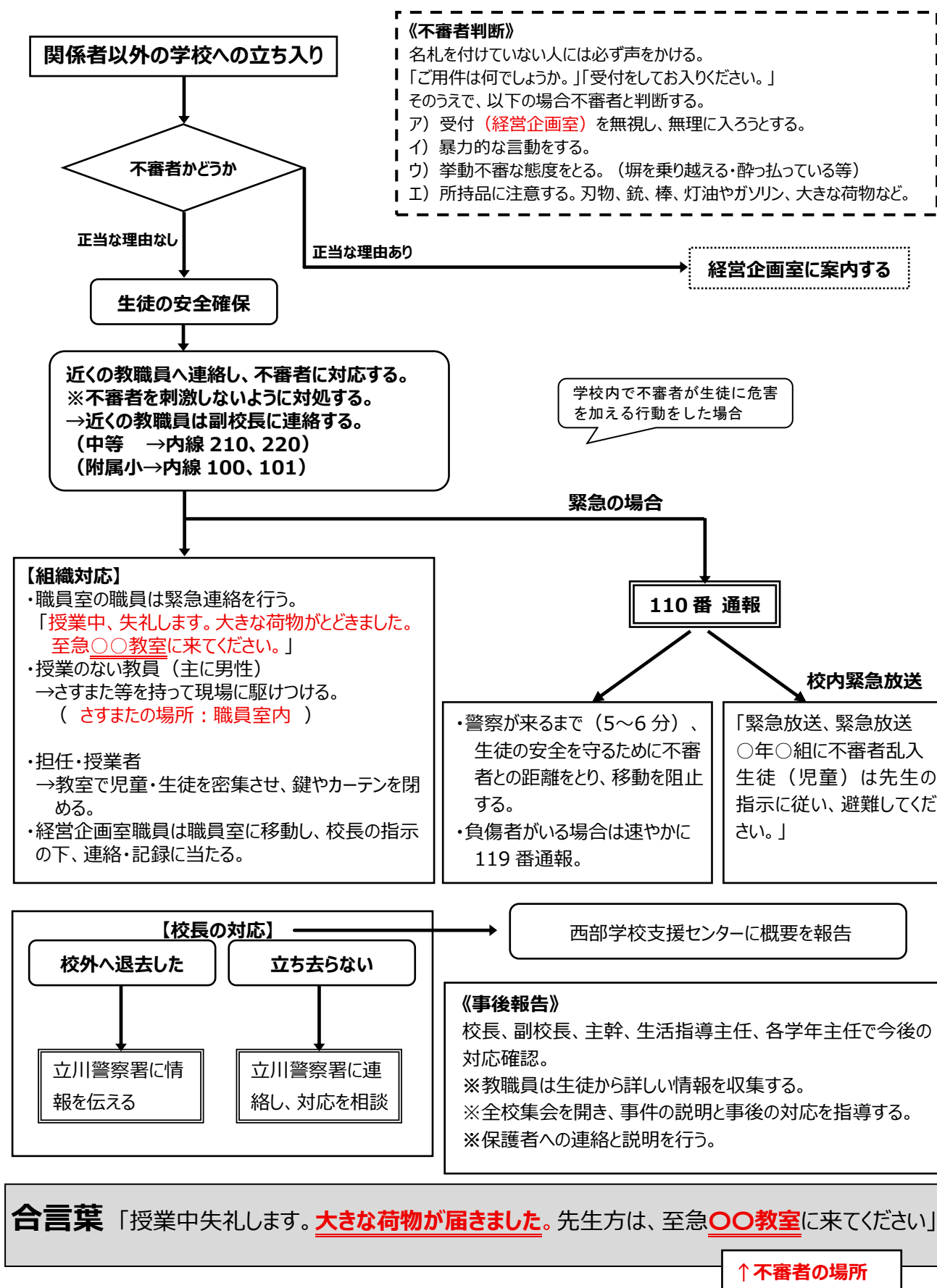
学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要である。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりやすいので注意が必要である。

1 校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

- (1) 校内の防犯に関する危機管理の具体的な方法及び教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立する。
- (2) 防犯マニュアルの作成等を通して、学校の危機管理の問題点を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識や対応能力の向上を図る。また、訓練などを通して定期的に見直すことにより、その学校の危機対応の全体的なレベルを高める。
- (3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

不審者対応マニュアル

学校内で不審者を発見した場合



第3節 防犯マニュアル

1 日常の安全確保

登校時	巡回 担当	① 登校時刻 8時20分になったら、東門、西門を閉める（施錠はしない） ② その際、児童・生徒等の 登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	経営 企画室	① 遅刻した児童・生徒等は、正門横の通用口から登校させる。 ② 防犯カメラを随時確認し、児童・生徒等と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告する。 ② 通勤時に児童・生徒等の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には副校長に報告する。 ※ 事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業中・休憩中	巡回 担当	① 授業時間及び休み時間中の校内巡視は、校内巡視当番表により実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③ 死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④ さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	経営 企画室	① 校内からの退出は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※ 特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③ 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらう。 ④ 用件終了後、受付で受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける
	教員	① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒等の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※ 特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④ 出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。
<不審者情報があった場合の対応について> ○経営企画室からの一報の場合 ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、経営企画室受付へ駆けつける。ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 ・「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 ※集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。		
下校時・放課後	巡回 担当	① 下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、○時○〇分から○時○〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時の下校時刻は、基本的に、○時○〇分から○時○〇分までとする。 ③ ○時○〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ④ 放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第○〇曜日と第○〇曜日に○〇時○〇分から○〇時○〇分まで実施する。 ⑤ 放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	経営 企画室	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	① 学級活動等により残留する児童・生徒等の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ② 下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

チェック1 不審者かどうか

児童・生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする。

ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応する。なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※保護者に、来校するときは名札を付けるように周知する。

日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配る。

(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童・生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がない。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。

このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とする。

退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける。

また、再び侵入しそうになった場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察へ通報する。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人では対応してはなりません。
- 自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
- 教職員が持っても自然である長い定規などを持つことも有効。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにする。
- できる限り、児童・生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにする。

【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

対応2 通報する

退去に応じない場合には、校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童・生徒等を避難させるか判断する。隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに**対応3**に移る。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

○不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらう。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

○児童・生徒等から遠い位置にある部屋に案内する。

○複数の教職員で案内する。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩く。

○別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置をとる。

○不審者と教職員が1対1にならない。

○教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておく。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

○凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。

○不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待つ。

○到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておく。

【4】児童・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る。児童・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する。児童・生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童・生徒等の安全を守る。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流す。

不審者への対応については、最初から児童・生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定される。どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝える。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をする。

『110番』通報の要領

○局番なしの「110」

○落ち着いて、例えば、

「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」

○その後は、質問に答える形で

・通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。

※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

対応3 児童・生徒等の安全を守る

児童・生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童・生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速に対応する。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。

この時、応援を求め、必ず他の教職員と協力して組織的に行動する。2～3人の教職員では、刃物を持っている不

審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童・生徒等の安全を守る。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童・生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童・生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。教職員の応援を求める際には、校内放送等を用いる。なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていく。さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮する。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童・生徒等を教室等で待機させる。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）
- 他の教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童・生徒等が避難できるよう訓練しておく。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童・生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行う。

チェック2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童・生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する。全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していること。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報する。

【2】逃げ遅れた児童・生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にはいない児童・生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるのを、分担場所を決めて校内を探す。

（1）職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童・生徒等が安心できるような声を出しながら搜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

（2）負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝える。

（3）負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有する。（救急車に同乗するのは、搬送される児童・生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。）

（4）全ての児童・生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしない。

対応4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

（1）救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行う。

そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努める。

（2）負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。

- 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童・生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要。

暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童・生徒等には、心のケアも必要。

2 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

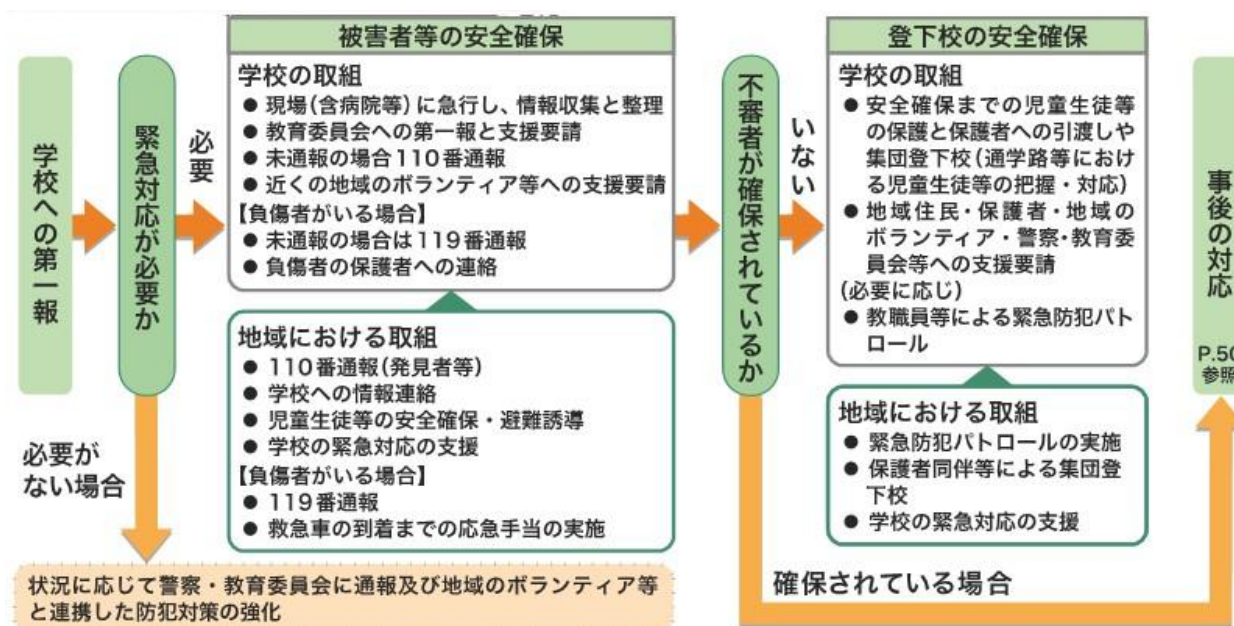
登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておく。

（１）登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報がある。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応する。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示している。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておく。

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極める。



＜把握する情報の例＞

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか
- 110番通報したか
- 負傷者はいるか
- 119番通報したか
- 周囲にほかの児童・生徒等はいるか

例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要

- 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
- 登下校中の児童・生徒等が不審者に襲われけがをした。
- 不審者が登下校中の児童・生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
- 金品を奪われている。
- 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。

緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童・生徒等の安全確保を図る。

警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処する。

<学校の取組>

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
 - 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童・生徒等の安全確保を図る。
 - 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
児童・生徒等の現状・・・安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）
不審者の状況・・・不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童・生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
 - 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
 - 5 被害に遭った児童・生徒等の保護者に連絡する。
- ※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断する。

<警察に確認するポイント>

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童・生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか

安全が確認されるまで、児童・生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行う。

- ・登校前の場合は必要に応じて自宅待機
- ・下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
- ・登下校中の場合は、警察等に早急に児童・生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民地域のボランティア等に協力を依頼

児童・生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行う。

警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼する。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施する。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげる。

3 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「A：行っている B：おおむね行っている C：不十分である D：全く行っていない」とし、CとDの場合には改善の手立てを記入する。

〔日常の安全確保〕

観点	具体的点検項目	評価
Ⅰ 活用できる「○学校防犯マニュアル」の作成	1 学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。	
	2 防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものになっているか。	
	3 年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。	
Ⅱ 学校安全に関する校内体制の整備	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。	
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備しているか。	
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。	
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。	
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。	
Ⅲ 教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。	
	2 安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。	
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。	
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。	
	5 児童・生徒等の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。	
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。	
Ⅳ 不審者侵入防止のための来訪者の確認	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。	
	2 使用しない門扉の施錠をしているか。	
	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。	
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。	
	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。	
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。	

観点	具体的点検項目	評価
Ⅴ 管理下における安全確保の体制	1 児童・生徒等に対して、通学路を通して登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。	
	2 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。	
	(1) 3 2について、児童・生徒等とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒等や保護者への注意を喚起しているか。	
	登下校時 4 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒等に周知しているか。	
	5 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。	
(2) 学校で	1 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒等の状況を把握しているか。	
	2 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。	
(3) 遠足や校外学習、学校行事等	1 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。	
	2 児童・生徒等への事前の安全指導を徹底しているか。	
	3 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。	
(4) 学校公開時	1 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。	
	2 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。	
	3 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。	
	4 校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、P T Aや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。	
Ⅵ 児童・生徒等に対する安全 教育（防犯教育）の充実	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒等や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。	
	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒等に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか	
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。	
	4 児童・生徒等が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。	
	5 児童・生徒等に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。	
Ⅶ 施設・設備の点検、整備	1 校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実施しているか。	
	2 通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。	
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。	

観点	具体的点検項目	評価
Ⅷ 関係機関等との連携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。	
	2 「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。	
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒等の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。	
Ⅸ 保護者や地域への啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。	
	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。	
	3 各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。	
	4 毎日の学区の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども 110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。	

〔緊急時への体制整備〕

観点	具体的点検項目	評価
Ⅰ 周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。	
	2 緊急時の児童・生徒等の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。	
	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒等や保護者が周知しているか。	
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。	
	5 P T Aや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。	
Ⅱ 不審者の侵入など緊急時の体制	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。	
	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。	
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができているか。	
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒等の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒等の安全確保を確実にできているか。	
	5 負傷者が出た場合、迅速に応急救治、病院等への搬送ができる体制を整えているか。	
	6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。	
	7 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。	
	8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。	
	9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。	

第2章 新興感染症編

通常の季節性インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルスなどの流行は、集団で活動する場である学校において感染拡大を起こしている。集団で活動する場である学校においては、感染が起こることはなかなか避けがたいが最小限に抑えることが大切である。未知のウイルスの場合、ほとんどの人が免疫をもっていないため爆発的な流行が起こる可能性が高い。

学校においては、日常的に手洗いの励行等を行い感染予防するとともに児童・生徒等の健康状況を注意深く観察し、発熱等が見られた場合は保護者に連絡の上、医者を受診させるなどの速やかな対応を行うことが大切である。

1 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合

新型インフルエンザが国内発生する前であり、学校において発熱等があり医者にかかった結果、新型インフルエンザと判明した場合は、速やかに学校医、学校の所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。連絡後、学校健康推進課の指示に従い学校閉鎖等を検討する。その他の新たな感染症についても同様である。初動対応については、次のような取組により感染拡大を防ぐように努めるものとする。

(1) 病名が判明する前にすべきこと

- 発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。体温計による体温測定を行う。また、当該児童・生徒等の症状を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- 保護者に連絡を取って、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。高校生等であり自分で帰ることができる状態ならば、保護者に連絡の上帰宅させる。病院を受診した結果を連絡してもらう。
- 吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- 吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗いを。
- 吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので 250倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。

(2) 新興感染症と判明した場合

- 直ちに、学校経営支援センターと学校健康推進課に連絡を行い、学校閉鎖等を含めた対応に関して、助言・指導を受ける。強毒性の新型インフルエンザの場合は、原則として学校閉鎖とする。

2 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽（かきん）で流行しているとき

(1) 児童・生徒等が都内で複数の野鳥の死骸を見つけたとき

- 日本国内で鳥インフルエンザが発生した段階から、複数の野鳥が死んでいた場合、絶対に直接手で触れないように児童・生徒等に指導するとともに、教員に連絡するようにさせる。
- 学校は、多摩環境事務所自然環境課（042-521-2948）に連絡する。

3 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、令和5年5月8日から「5類感染症」となった。基本的な感染症対策の考え方としては、以下の内容を参考とする。（厚生労働省ホームページ）

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねられることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨
手洗い等の手指衛生	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の板尾がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）
「人と人との距離の確保」	

<考慮に当たっての観点>

ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性

※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど

実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果

人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い

他の感染対策との重複・代替可能性 など

<マスク着用が効果的な場面>

新型コロナウイルス対策について、東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」を確認する。

第3章 事故編

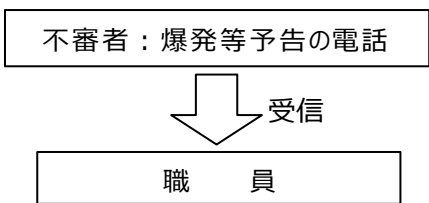
第1節 大規模な停電

1 全都立学校への非常用発電機の設置

災害時帰宅支援ステーションとして、停電時の投光用として学校に非常用発電機を設置している。この発電機を避難所用としても活用する。

第2節 爆破予告における処理事例

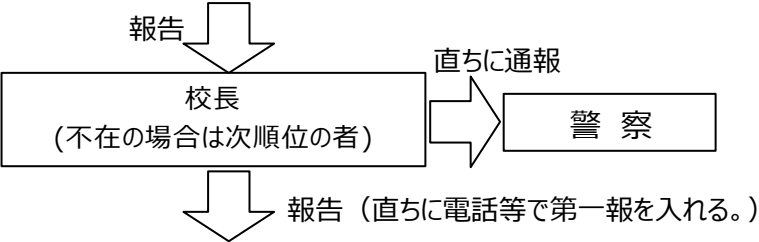
1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- 相手に気付かれないように同僚と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用して同僚にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長(不在の場合は副校長)へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

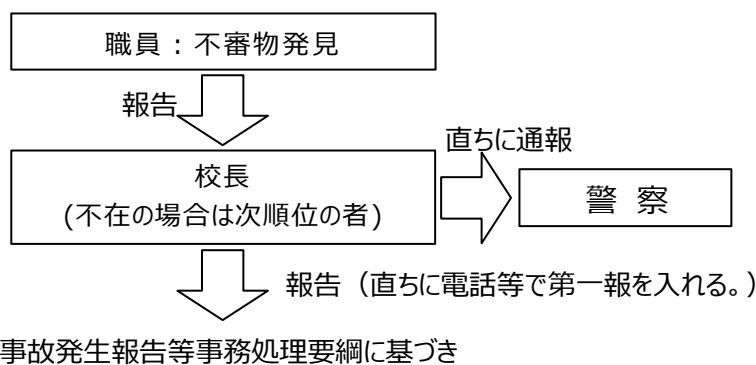
聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆発等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）



事故発生報告等事務処理要綱に基づき

- ☆ 爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
- 爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議し、適切に対応する。

2 不審物(爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いがある物等)を発見した場合



- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲で、ビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

第3節 交通事故への対応

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合、管理職の判断の下、以下のように対応する。

(1) 初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110・119番通報した上で、交通事故の現場に急行して事態を把握する（児童・生徒等の状態、事故の状況など）。他の教職員と連携しながら、以下の対応を迅速に行う。

- 負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- 保護者への連絡
- 当事者となった児童・生徒等の気持ちを落ち着かせる
- 周囲に他の児童・生徒等がいる場合は、現場から離れるなど、安全確保を指示する
- 教育委員会等への連絡

(2) 二次対応と対策本部

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童・生徒等への指導などを検討する。

(3) 事故状況の調査・報告

事故発生状況や事故原因に関わる事実を調査・記録し、教育委員会等へ報告する。記録した情報は、再発防止に向けた安全管理・安全教育を再検討するために役立てる。

（４）当事者となった児童・生徒等への対応

事故当事者になった児童・生徒等自身がとるべき対応（警察等への通報、加害者の責任）がある。発達段階、児童・生徒等の理解不足、事故発生時の精神状態などにより、自らの力で適切に対応できない場合がある。事故後に児童・生徒等がとった行動を確認し、対応が不十分な場合は支援・指導を行う。

（５）心のケア

交通事故を経験することによって、心に深い傷を負った場合は専門家による心のケアを行う。事故当事者以外の児童・生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高いため、適切にケアする。

- 兄弟・友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした
- 児童・生徒等が加害者となり他者に大けがを負わせた
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ

２ 被害者・加害者にならないための事前の対策

（１）児童・生徒等の事故の実態把握

ヒヤリハット経験も含め、児童・生徒等の交通事故の実態を把握する（いつ、どこで、どのような事態が発生したのか）自転車通学で、不安全行動（横断時に確認しない、一時停止しないなど）がないかなど、児童・生徒等の登下校時の行動を観察し、指導する。

（２）通学路の点検

定期的に通学路を点検し、交通事故に結びつく環境条件を特定し、除去するように取り組む。通学環境をより安全なものにするために、危険箇所の抽出、分析、管理という一連の活動を実施する。

（３）児童・生徒等への指導

児童・生徒等が、その発達の段階に応じて、日頃から以下の点について、理解をしておくよう指導する。

【警察への通報】 事故時の対応を理解

（すぐに警察に通報すること、相手当事者の車両ナンバーを覚えておくことなど）

【加害者の責任】 加害者になった場合の責任についての理解

- ① 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）
- ② 民事上の責任（被害者に対して損害賠償金を支払う義務を負う）
- ③ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）
- ④ 道義的責任（被害者を見舞い謝罪する）

※児童・生徒等が加害者になった場合、本人及び家族の心的に大きな負担が生じるだけでなく、将来の進路等への影響が出る場合もある。

※自転車に係る各種保険について周知を行う。

（４）効果的な交通安全教育

危険予測、危険回避などの学習を通して、実際に安全な行動ができるようにする。交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが大切である。交通安全マップ作り、モデリング、ミラーリングなど、最新の教育方法や教材を活用し、効果的な教育を実践する。

第4章 テロ、NBCR災害編

第1節 テロ行為

1 テロ行為の分類

- 核兵器（Nuclear）
- 生物兵器（Biological）
- 化学兵器（Chemical）
- 放射性物質（Radiological）
- 放火（Incendiary）
- 爆発物（Explosive）
- サイバーテロ（Cyber terrorism）

2 テロの標的対象

- 政府又は軍施設
 - 防衛関連企業、銀行、証券取引所
 - エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
 - 銃砲、火薬類を保管する施設
 - スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場
- であるが、学校がテロの標的になることも十分に考えられるので注意が必要である。

3 テロが行われる（た）場合

（1）事前に犯行声明が行われた場合

本校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるので冷静に本庁からの指示により対処する。

本校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、爆破予告等における処理事例に従って行動する。

（2）事前に犯行声明がなかった場合

爆破予告等における処理事例に従って行動する。

第2節 NBCR 災害（テロによる場合を含む）

1 核（物質）による災害

（1）核（物質）の概要と特徴

ア 概要

- 都内には原子力施設が存在せず、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低い。
- 核物質等が盗難などにあった場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるので、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

イ 特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。

- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

(2) 核(物質)テロに対する基本対応

ア 人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じる事ができないので、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

イ 災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

2 生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

ア 概要

生物剤とは、「微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するものをいう」（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。

WHOでは生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体を挙げており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリー Aとし、カテゴリー Aには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

イ 特徴生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

- 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。
- 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- 通常発症しない病気が発現する。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防御できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

3 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

ア 概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

イ 特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

- 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質

の特定が困難である。

- 一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。
- 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死性的である。
- 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- 同時多発、広範囲散布の可能性もある。

（２）化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。また、東京都各部局は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力を行うこととしている。

4 学校において共通する対応

爆破予告等における対処事例の「2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。NBCR災害時には、災害等の状況に応じて、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下、都本部）が設置される場合がある。都本部等は、災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する（住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。）。当該区市町村から協定により避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。児童・生徒等の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示によること。

第5章 弾道ミサイル編

第1節 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

避難訓練などを実施する際には、保護者、児童生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」）による情報伝達や避難訓練の趣旨（緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付ける）を正しく理解させるなど、必要以上に不安にさせたりすることがないように十分に配慮する。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

（１）Ｊアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとる。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にする。

ア Ｊアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Ｊアラート等により情報伝達される。Ｊアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により住民へ情報が伝達される。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

※弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けの時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそこに避難する。ただし、校舎の状況や児童・生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討しておくこと。

※ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある等の情報があつた場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集する。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動する。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なるが、次のよう行動する。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられる。

（２）様々な場面における避難行動等の留意点

（１）の避難行動を基本としつつ、学校の状況や児童・生徒等のいる場所に応じて適切な避難行動をとる。

ア 学校にいる場合

【校舎内の対応例】

弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあつた際に、教室内で授業中の場合、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守る。

【校舎外の対応例】

校庭での授業中の場合、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

イ 校外活動中の場合

屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難する。校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく。特に、野外での活動の際は、引率者が、

携帯電話等の情報ツールを携行して、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うこと。児童・生徒等に対して、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導する。

ウ 登下校中の場合

登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導する。

屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないことも少なくない。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるので、聞こえてくる音を注意深く聞く。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考える。電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

【バス等における留意点】

バスなどに乗車中の場合は、ガソリンなどに引火する危険があることから、周囲に避難できる場所がない場合は車から離れて地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。状況によって、車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。地震の避難と同様、危機事象に遭遇した際には危険回避のために統率のとれた行動ができるよう平素から指導する。

エ 児童・生徒等が自宅等にいる場合

児童・生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保する。早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法については、地震の時と同様とする。

（３）学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Ｊアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達される。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、登校を開始する。交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から自治体が作成している国民保護計画を踏まえて、児童・生徒等への連絡方法や連絡のタイミングなどについては、Classiなどを用いる。臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき校長が、東京都教育委員会と協議の上、判断する。

２ 体制整備

（１）適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Ｊアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておく。学校内での情報伝達の方法は、地震の時と同様とする。

（２）自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

各自治体の危機管理部局はもとより、関係機関（例えば、警察、消防、自衛隊等）と連携を強化し、学校への情報伝達や避難方法等について情報共有を図る。

【状況に合わせた避難行動について】

条件反射的にいつも決まった行動をとるのではなく、情報の種類（緊急地震速報か弾道ミサイル発射情報か）によって判断する。

グラウンド（運動場）にいる場合に、緊急地震速報が聞こえたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全確保するため、運動場の中央付近で姿勢を低くして頭を守る。

一方、弾道ミサイルの場合は、爆風や破片等の危険から身を守るための避難方法を判断し、屋内に避難するなど、

同じ屋外にいた場合でも回避すべき危険（地震や弾道ミサイル等）によって避難の仕方が異なる。

正しい知識を身に付け、どのような危険から何のために避難するのか、そのときの状況によって適切に判断し行動できるよう、様々な訓練を通して実践するとともに、振り返りを通して常に評価・改善を図る。

【緊急一時避難施設について】

《緊急一時避難施設とは》

ミサイル攻撃等の際に爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効なコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下駅舎、地下街、地下道、駐車場・駐輪場等）をいう。

《指定対象》

構造が鉄筋コンクリート造（RC造）若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の施設又は地下施設

《滞在期間》

場所を提供いただくのは、弾道ミサイル発射後、安全が確認されるまでの1～2時間程度を想定

※過去の事案では、Jアラート（ミサイル警報）の警報情報の発出から安全情報の発出まで10分程度